

山武地域農林業振興方針

(令和4～7年度)



令和4年3月
千葉県山武農業事務所
千葉県北部林業事務所

表紙写真の説明

山武地域農林業振興方針

(令和4～7年度)

直進アシスト田植え機

家族経営による
管内の一般的な酪農

県内企業による県有
保安林での植栽活動

管内の大規模な
にんじん洗浄選果施設

最新の
きゅうり・なす
選果施設

稲WCSの
収穫作業

令和4年3月
千葉県山武農業事務所
千葉県北部林業事務所

山武地域農林業振興方針の作成に当たって

千葉県では、令和4年3月に新たな千葉県総合計画～新しい千葉の時代を切り開く～及び「千葉県農林水産業振興計画」を策定し、農林水産業については「力強く、未来につなぐ千葉の農林水産業」を目標に掲げています。

山武農業事務所と北部林業事務所においても、これら二つの上位計画を受け、農林業振興計画の地域版となる「山武地域農林業振興方針」（令和4～7年度）を策定しました。

この方針では、山武地域で活躍する農林業従事者の生活と自然豊かな農村環境を守り、地域の宝である農林業・農村の活性化に向けて①次世代を担う人材の育成・確保、②農林業の成長力の強化、③市場動向を捉えた販売力の強化、④地域の特色を生かした農村の活性化、⑤災害等への危機管理強化の5つの視点で、10年後の地域農林業のあるべき姿とこれを達成するための4か年の目標と方向性をまとめています。

昨今、台風等の気象災害、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の低迷、世界規模での原料や燃油の高騰など農林業を取り巻く環境の厳しさが続いているところですが、山武地域の農林業が持続的に発展し、県民の皆様が地域農林業に関わる価値を感じられる「未来の農林業」の実現に向けて、この方針のもとに市町、関係団体の皆様との連携を密にしながら各種施策・各種事業を積極的に推進してまいりますので、一層の御支援・御協力をお願いします。

令和4年3月

千葉県山武農業事務所
所長 小川 勝

千葉県北部林業事務所
所長 高浦 祐之

目次

第1章 はじめに

第1節 方針策定の趣旨	1
第2節 方針の性格	2
第3節 方針の期間と構成	2

第2章 地域農林業を取り巻く現状及び環境の変化

第1節 地域の概況	3
第2節 地域農林業の動向	4
第3節 地域農林業を取り巻く環境の変化	
1 山武地域の担い手の現状	5
2 農地の確保と担い手への農地集積	6
3 生産物及び生産工程の安全・安心の確保	7
4 農業・農村の有する多面的機能の発揮	7
5 鳥獣被害	7
6 病害虫・家畜伝染病・自然災害などリスクの増大への対応	7
7 新型コロナウイルス感染症の農業への影響	8
8 森林・林業を取り巻く状況の変化	9
第4節 農業政策の動き	
1 新たな食料・農業・農村基本計画の公表	9
2 スマート農業の進展	10
3 農林水産物・食品の輸出の新たな戦略	10
4 6次産業化・地産地消の推進	10
5 食育の推進	11
6 SDGs（持続可能な開発目標）に配慮した農業施策の展開	11

第3章 基本方針・基本施策

第1節 基本方針	13
----------	----

第2節	10年後の担い手・産地のあるべき姿	13
第3節	基本施策	15
1	次世代を担う人材の育成・確保	
(1)	担い手の農業経営力の向上	15
(2)	農業を支える多様な人材の確保や企業参入の促進	16
(3)	森林・林業を支える多様な人材の確保・育成	17
2	農林業の成長力の強化	
(1)	スマート農林業の加速化	18
(2)	生産基盤の強化・充実	19
(3)	農地利用の最適化	20
(4)	食の安全確保と消費者の信頼確保	21
(5)	環境に配慮した農林業の推進	22
3	市場動向を捉えた販売力の強化	
(1)	需要を捉えた販売の促進	24
(2)	地域資源を活用した需要の創出・拡大	25
(3)	新たな販路開拓に向けた輸出促進	26
4	地域の特色を生かした農村の活性化	
(1)	農村における交流人口の拡大	27
(2)	農村の多面的機能の維持	27
(3)	地域資源を活用した所得の確保	27
(4)	有害鳥獣対策	28
5	災害等への危機管理の強化	
(1)	災害等への備えと復旧対策、家畜・植物防疫体制の強化	29
(2)	危機管理体制の強化	31

第4章 重点施策・取組

農産部門

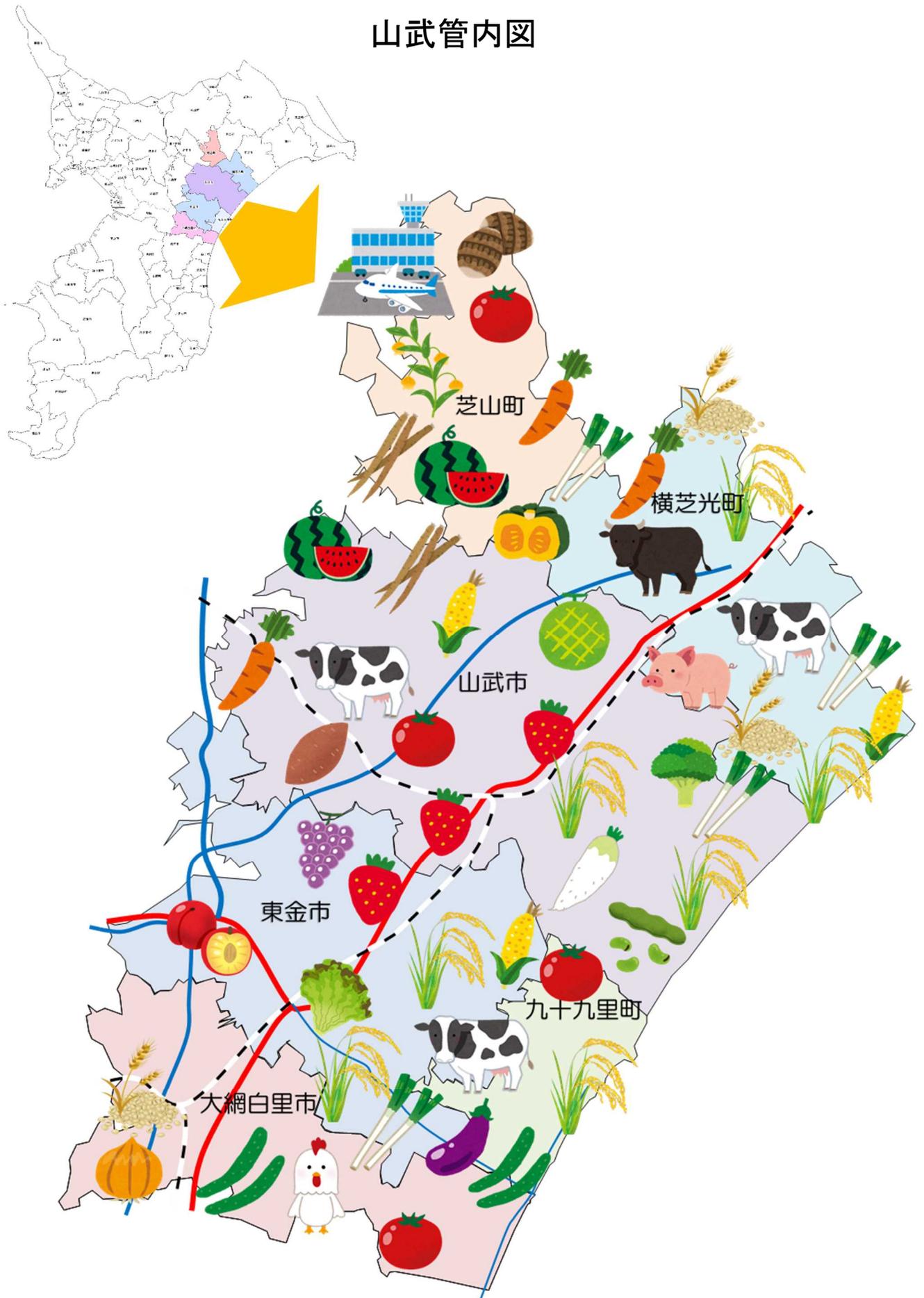
水田農業の持続的発展を図るための経営体の育成、経営の安定・強化

1	10年後の目指す姿	33
2	現状と課題	33

3	主な取組内容	34
園芸部門		
野菜産地の生産力強化と担い手の育成		
【露地野菜】		
1	10年後の目指す姿	36
2	現状と課題	36
3	主な取組内容	36
【施設野菜】		
1	10年後の目指す姿	38
2	現状と課題	38
3	主な取組内容	39
畜産部門		
地域と調和した畜産経営の実現		
1	10年後の目指す姿	40
2	現状と課題	40
3	主な取組内容	41
森林・林業部門		
災害に強い森林づくりと森林資源の循環利用の推進		
1	10年後の目指す姿	42
2	現状と課題	42
3	主な取組内容	43
第5章 資料		
1	支援対象一覧	44
2	統計調査等数値指標一覧	49
3	第5次山武地域農林業振興方針（H29～R3）目標・達成指標の 達成状況	52
4	本方針で関連付けたSDGs（持続可能な開発目標）の 目標とターゲット	58
5	千葉県農林水産部が策定した計画・構想・方針等の一覧	61

6	用語解説	62
7	千葉県山武農業事務所・千葉県北部林業事務所の所在地	64

山武管内図



第1章 はじめに

第1節 方針策定の趣旨

これまでの4年間で、山武地域の農林業従事者については一定の新規従事者があったものの、それ以上に、高齢化にともなう廃業や後継者世代の他産業への流出が進んでおり、地域農林業全体の従事者数は減少しています。また、今後10年程度の間には農林業従事者だけでなく、地域社会全体の人口減少も見込まれており、他産業も含めた地域全体の経済活動の縮小や集落機能の低下等が懸念されています。

さらには、近年では台風や大雪などの自然災害、家畜伝染病、病害虫や新型コロナウイルス感染症の影響等により、地域農林業の生産基盤や経済活動に甚大な被害・影響がありました。

このような中、地域農畜産業については国内の新興野菜産地との競合や、諸外国との経済連携協定・自由貿易協定にともなう輸入農産物の増加に対応するため、担い手個々の経営基盤や産地の生産出荷体制の強化を図るとともに、市場の動向を捉えた販売と、地域資源を生かした農業振興の在り方を検討する必要があります。

また、森林・林業では、令和元年房総半島台風による倒木被害森林や松くい虫被害等により疎林化した海岸県有保安林等について、適切に復旧するとともに、災害に強い森林づくりを進める必要があります。さらには、人工林の大半が本格的な利用期を迎えていることから、森林資源を循環利用しながら森林整備を進めることが重要な課題となっています。

一方で、農林業を取り巻く社会環境からは、地球温暖化防止に向けた脱炭素社会の実現、生物多様性の保全や有機農業の推進と農林業の生産性の向上、農地・農村・森林の持つ多面的機能の維持、食料の安定供給等といった「SDGs（持続可能な開発目標）」や「みどりの食料システム戦略」に即した農林業の推進が求められています。

そこで、これら諸問題や社会から求められている機能と産業としての在り方等を踏まえ、山武地域で活躍する農林業従事者の生活と自然豊かな農村環境を守り、地域の宝である農林業・農村の活性化に向けて①次世代を担う人材の育成・確保、②農林業の成長力の強化、③市場動向を捉えた販売力の強化、④地域の特色を生かした農村の活性化、⑤災害等への危機管理強化の5つの視点で、山武地域の農林業振興方針をまとめ、今後の施策展開の方針とすることとしました。

第2節 方針の性格

本方針は、県政運営の基本計画である「千葉県総合計画」と農林業振興施策を定めた「千葉県農林水産業振興計画」を上位計画とし、山武地域における山武農業事務所・北部林業事務所の具体的な取組を、総合的・体系的にまとめたものです。

第3節 方針の期間と構成

期 間：令和4年度から令和7年度までの4か年とします。

基本方針・基本施策（3章）：10年後の地域農林業のあるべき姿とこれを達成するための4か年の目標と施策の方向性を掲載します。

重点施策・取組（4章）：目標を達成するために、4か年で特に重点的に実施する取組を掲載します。

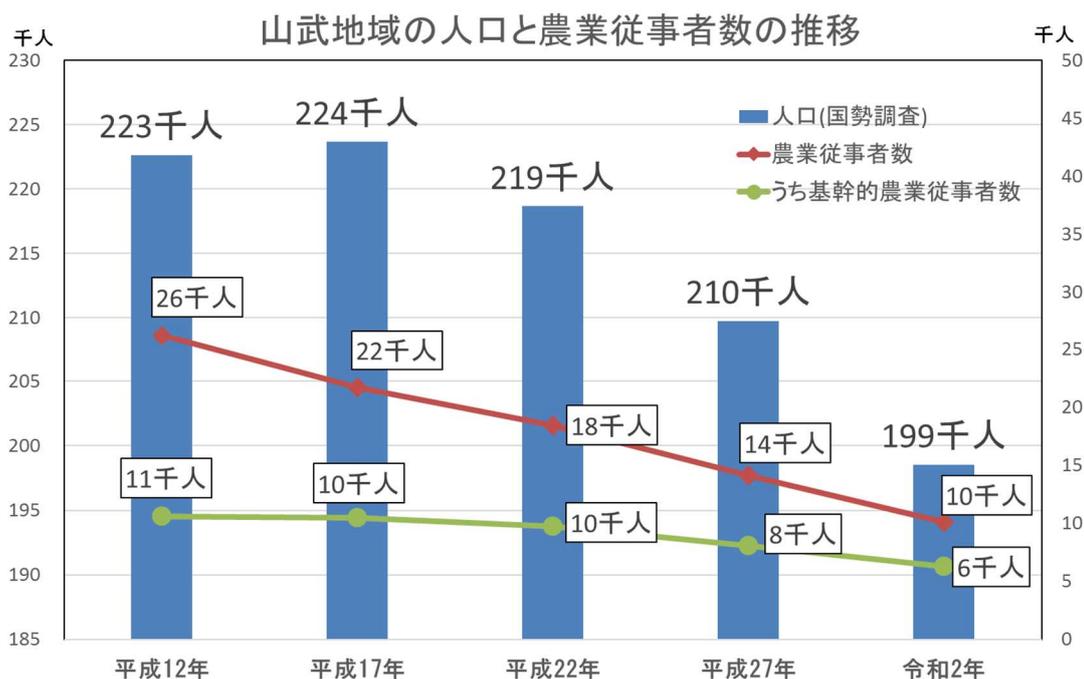
第2章 地域農林業を取り巻く現状及び環境の変化

第1節 地域の概況

山武農業事務所が管轄する山武地域は県の中央東部に位置し、3市3町の自治体により構成されています。

地域の総面積は県土面積の8.3%に当たる428.7平方キロメートル(42,868ha)であり、太平洋に面した平坦な九十九里平野と、北西部のなだらかな下総台地からなり、年間平均気温15.7度、年間降水量平均1,528mmの温暖な海洋性気候で、農林業に適した土地です。また、圏央道、千葉東金道路、成田空港といった輸送インフラが近郊に整備され、農畜産物の大消費地である東京都の中央卸売市場大田市場や東京食肉市場までは70km程度(トラック便で2時間弱、有料道路利用では1時間程度)、海外への玄関口である成田空港へは30km程度(トラック便で45分程度)と、農畜産物の輸送にも利便性が高い場所に位置しています。

直近の令和2年の国勢調査によれば、地域全体の人口は県人口の3.2%に当たる19万9千人で、15歳から65歳未満の生産年齢人口は11万2千人、65歳以上の高齢者人口は6万8千人です。10年前の平成22年の国勢調査では総人口21万9千人、生産年齢人口は13万9千人、高齢者人口は5万3千人でしたので、地域経済を担う生産年齢人口の減少と高齢化は進展しており、今後の地域経済の維持・発展に向けた取組が求められています。



第2節 地域農林業の動向

地域の農業は、前述の温暖な気候と首都圏内という恵まれた立地により、九十九里平野では、稲作を中心に露地野菜では地域特産のねぎ、施設野菜ではトマト、きゅうり、なす、いちご等が、下総台地の畑地帯では、にんじんを中心とした露地野菜を主体に、施設野菜、花卉などが主要農産物となっています。畜産は、酪農、肉牛、養豚、採卵鶏などが経営されています。

令和元年の農業産出額^{※1}は436億円で、県全体の11%を占め、県内第4位の農業が盛んな地域です。

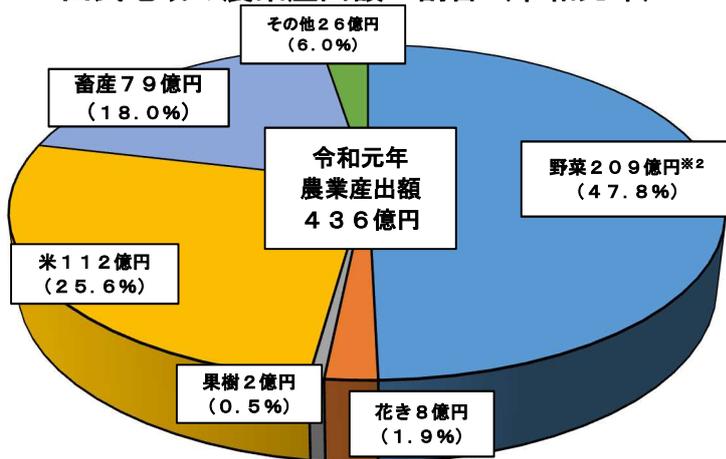
部門別では、野菜209億円^{※2}（47.8%）^{※3}、米112億円（25.6%）、畜産79億円（18.0%）などとなっており、野菜・花卉・果樹の園芸部門が220億円（50.3%）と過半を占めています。

※1 農林水産省「令和元年市町村別農業産出額（推計）」

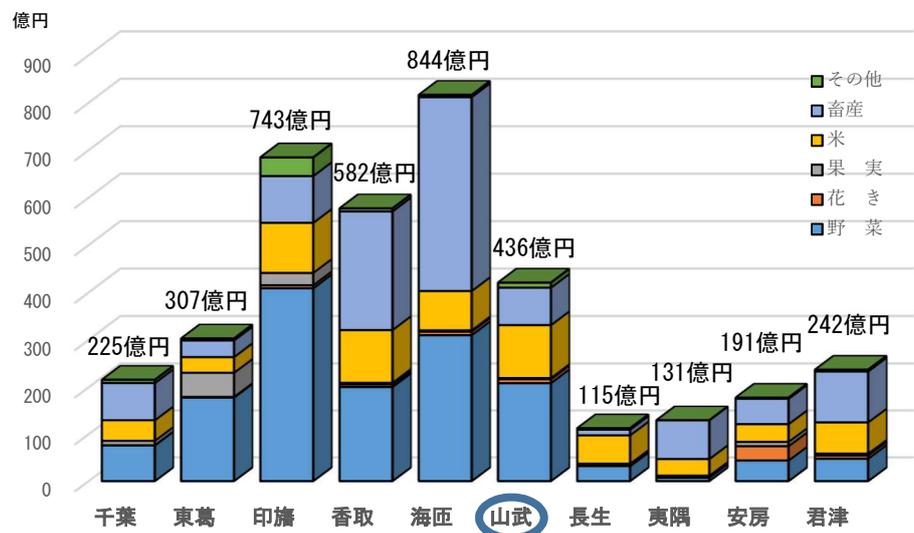
※2 野菜の額にはいも類3.7億円を含んでいます

※3 割合は四捨五入しているため合計が100%になりません

山武地域の農業産出額・割合（令和元年）



地域別農業産出額（令和元年）

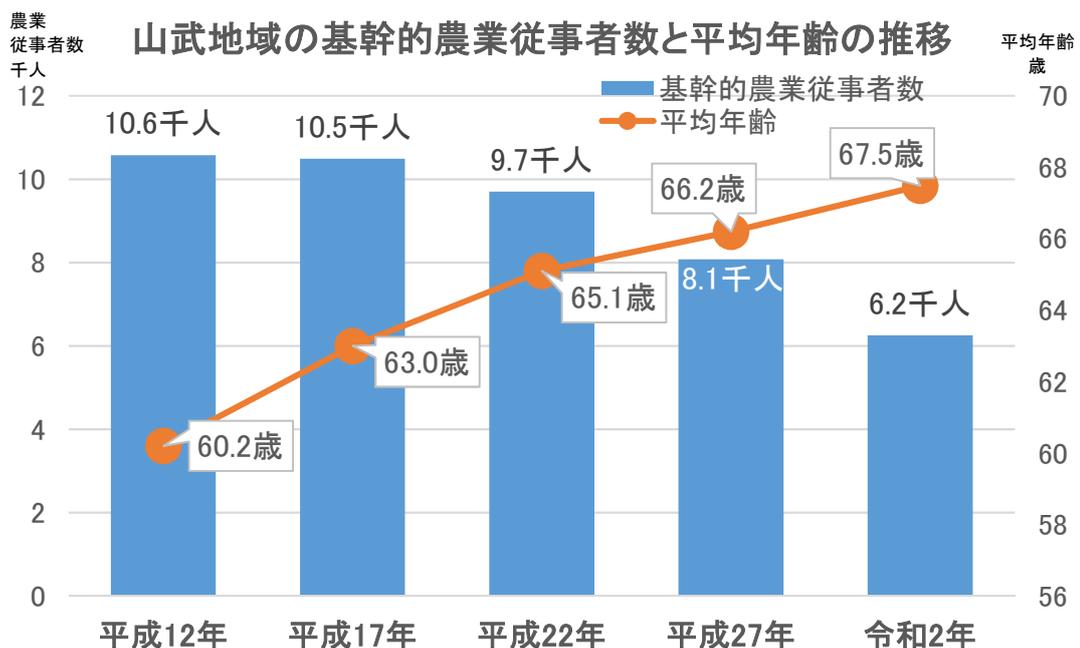
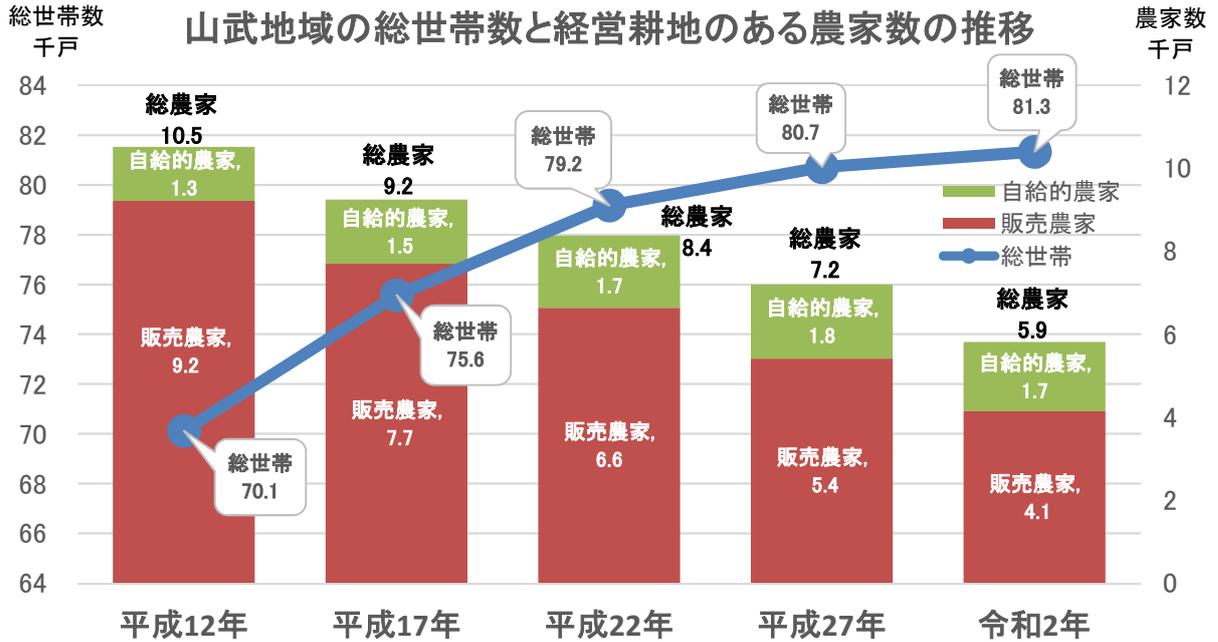


第3節 地域農林業を取り巻く環境の変化

1 山武地域の担い手の現状

(1) 経営体・従事者の減少

農林業センサスによれば、販売のある農業経営体数は平成22年から10年後の令和2年にかけて約37%減少しています。また、農業従事者数は平成22年から10年後の令和2年にかけて約35%減少するとともに高齢化率が上昇しています。



(2) 規模拡大・法人化・認定農業者の状況

3ha以上の経営耕地面積を持つ農業経営体の割合は、平成22年には14.2%（全県では11%）でしたが、令和2年には21.5%（全県では16.4%）と、農業経営体当たりの規模拡大は進展しています。

また、平成22年において法人化していた農業経営体は85経営体でしたが、令和2年には97経営体と12経営体増加しています。

さらに、平成22年3月末における認定農業者数は772経営体でしたが、令和2年3月末には822経営体と認定農業者は50経営体増加しているとともに、その経営基盤となる耕作地も地域外の他市町村への進出が増えています。

(3) 新規就農

平成28年から令和2年までの5年間の新規就農者は192名であり、毎年、38名程度が就農しています。

各市町が国の助成を受けて新規就農者を支援する「農業次世代人材投資事業」では、令和2年までの5年間で35名（年平均7名）が事業による交付金を受けて就農しています。

(4) 人・農地プラン

平成24年に開始された「人・農地プラン」は、地域での話し合いをもとに中心的な農業経営体へ農地を集積し、持続可能な地域農業の発展を図る仕組みですが、令和3年度末までには3市3町の50地区で人・農地プランが作成され、農地を集積すべき中心経営体のリストが地域の合意のもとに作られています。

(5) スマート農業

水稲経営、施設園芸や畜産経営では情報通信技術（ICT）を活用したスマート農業技術の導入が進んでおり、農作業の省力化の他、作物や家畜の成長量や行動をデータ化することにより、農畜産物の増産にも役立っています。

2 農地の確保と担い手への農地集積

(1) 担い手への農地集積の状況と荒廃農地の状況

令和2年度末における山武地域の耕地面積は17,169haで、平成27年の耕地面積17,464haから295ha減少しました。

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織や市町基本構想達成者等の4種類の担い手への農地の集積率は26.3%と平成27年の21.5%から約5ポイント向上しました。

令和2年の山武地域の荒廃農地面積^{*}は約382haであり、平成27年の約978haから596ha縮小しています。

^{*}「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領」に基づき、市町村及び農業委員会が現地調査等を実施。

3 生産物及び生産工程の安全・安心の確保

消費者の皆さんが安全な食品を安心して消費できるようにするため、農業事務所では「米トレーサビリティ法」に基づく米穀集荷事業者への立ち入り検査と「食品表示法」に基づく食品販売事業者への立ち入り検査を実施しているほか、産地や生産者に対する「GAP（農業生産工程管理）」の周知と取組の推進、6次産業化に取り組む生産者や直売所等に対する「HACCP」の周知を実施しています。

4 農業・農村の有する多面的機能の発揮

地域共同での農地の多面的機能を支える活動や農地・水路・農道などの質的向上を図る活動を「多面的機能支払交付金制度」により支援しています。令和3年度までに山武地域では管内全市町の57組織で実施されています。

5 鳥獣被害

山武地域の野生鳥獣による農作物被害額は、平成28年度には760万円、ピークの平成30年度には被害額が970万円に上りましたが、令和2年度には地域の被害防止等の取組の効果もあり890万円に抑えられました。農業事務所では市町の実施する有害鳥獣の駆除や、地域ぐるみで行う防護柵の敷設などを支援しています。

6 病害虫・家畜伝染病・自然災害などリスクの増大への対応

令和3年までに、山武地域の全市町^{*}の水田でスクミリンゴガイ（通称ジャンボタニシ）の発生が確認されており、水稻生育初期の食害による減収が問題化しています。

また、隣接地域の水系では、水利施設への悪影響や水田作に耕作障害を及ぼすナガ

エツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイやカワヒバリガイの発生が報告されており、山武地域への侵入の防止と拡散の防止が喫緊の課題となっています。

※芝山町では平成30～令和元年に一部の水田で発生が確認されましたが、早期の防除を実施したことにより、令和3年には発生は確認されていません。

露地野菜では、ネギ黒腐菌核病やニンジンしみ腐病、乾腐病といった連作による病害が発生し、産地の生産量が減少しており問題化しています。

また、令和3年度には、九州地方の産地に大きな被害を与えた「サツマイモ基腐病」が県内へ苗として持ち込まれ、サツマイモ生産者に大きな動揺を与えました。



水田の取水口に産付けられたスクミリンゴガイの卵

畜産では、令和2年度に高病原性鳥インフルエンザは県内で13事例の発生があり、うち1件は山武管内の農場でした。令和3年度にも3事例が発生し、いずれも発生農場ばかりでなく移動制限による近隣農場の経済的打撃が大きいことから、日頃の各農場における防疫対策と関係機関の連携体制をさらに強化する必要があります。

自然災害では、令和元年房総半島台風等の影響による農林業の被害額は県全体で合計約706億7,800万円（水産除く）でした。この台風では風水害といった直接的な影響のほか、倒木等が原因の停電による営農施設・設備の停止が被害を拡大しました。



令和元年房総半島台風での被害

また、強風により破損・倒壊した園芸用ハウスの復旧などが全て終了するまでにはおよそ2年を要しました。

7 新型コロナウイルス感染症の農業への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外食を控えたり飲食店に営業の自粛が求められたことから、近年の米の消費量減少傾向に加えて業務用米の需要が減少して

米価が大きく下落し（農林水産省の令和3年10月調査では、県産米は対前年比15～20%下落）、多くの稲作農家の経営に影響を与えました。また、催事等の自粛による花き生産者の売上の減少や、山武地域でも多く経営されているいちごの摘み取り園では、消費者の外出自粛により来園者数が伸びず、売り上げに大きく影響しました。

8 森林・林業を取り巻く状況の変化

令和2年度における山武地域の森林面積は8,158ha、森林率は19.0%で県平均の森林率30.1%を下回っています。人工林の面積は5,218haで、その割合は64.0%となっており、県平均の39.1%を大きく上回っています。

近年では、記録的な豪雨や台風等の自然災害が頻発しており、森林の持つ国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止といった公益的機能の重要性が増しています。

このような中、「所有者が不明」「境界が不明確」「管理が適切に行われない」といった森林の増加が問題となっていたことから、林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理の両立を図ることを目指し、平成31年4月に「森林経営管理法」が施行され、森林経営管理制度がスタートしました。

また、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年4月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から森林環境譲与税の譲与が開始されています。

さらに令和3年には、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を起因としたウッドショック（木材不足、価格高騰）と呼ばれる現象も起きています。

森林・林業を取り巻く状況は、近年大きく変化しており、その対応が求められています。

第4節 農業政策の動き

1 新たな食料・農業・農村基本計画の公表

令和2年3月に国が新たに公表した食料・農業・農村基本計画では“消費者や実需者ニーズに即した施策”、“食料安全保障の確立と農業・農村の重要性の国民的合意形成”、“農業の持続性確保に向けた人材育成・確保と生産基盤の強化に向けた施策の展開”、“スマート農業の加速化と農業DXの推進”、“地域政策の総合化と多面

的機能の維持・発揮”、“災害や家畜疾病等、気候変動といったリスクへの対応強化”、“農業・農村の所得増大に向けた施策推進”、“SDGsを契機とした持続可能な取組を後押しする施策”等へ取り組んでいくことが示されました。

2 スマート農業の進展

前述の食料・農業・農村基本計画に即して、国は今後の農業者の高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業にしていくためスマート農業の社会実装の加速化に取り組んでいくこととしています。

県も令和2年12月に「千葉県スマート農業推進方針」を策定。地域の状況を踏まえ、水稻、施設野菜など営農類型や経営規模等に応じた17種類の農業経営について、スマート農業技術を取り入れた将来像を提示しています。

3 農林水産物・食品の輸出の新たな戦略

政府の輸出額目標である2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成するため、令和2年12月に政府の農林水産業・地域の活力創造本部において「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」が決定され、日本の強みを生かした品目をマーケットインの発想で、省庁の垣根を超え政府一体として農林事業者を後押しすることとされました。

一方、県では平成27年7月に「千葉県農林水産物の輸出促進ガイドライン」を策定し、“輸出意欲のある産地の掘り起こし”“海外マーケット調査”“ビジネスマッチングや試験輸出”“産地の体制整備や輸出拠点整備”に取り組んできました。令和4年度以降はこのガイドラインを県農林水産業振興計画に統合し、千葉県の強みを生かした輸出促進に取り組んでいくこととしています。山武地域においても、令和3年度までにコメの輸出の取組がはじまっており、令和7年までには年間約30トンの輸出が予定されています。

4 6次産業化・地産地消の推進

農林漁業者による加工・販売等の「6次産業化」の施策と、地域農林水産物の利用を促進する「地産地消等」関連施策を総合的に推進することによる農林漁業の振興等を目指し、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林

水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)が平成22年12月3日に公布されました。また、平成23年3月14日には農林水産省が、農林漁業経営の改善を図るための農林漁業及び関連事業の総合化並びに地産地消促進に関する施策の基本的な方針として「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」を定めました。

県においても、農林漁業者が自ら取り組む6次産業化の取組を推進することで農林漁業者の「所得向上」、「経営の安定化」や「農林漁業の魅力向上」などを図るため、平成28年3月16日に「千葉県の農林漁業における6次産業化の推進方策」(県6次産業化戦略)を策定しました。また、農林業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力再生、消費者利益の増進などを目的とした地域農林水産物の利用促進についての計画「県地産地消促進計画」として「千葉県農林水産業振興計画」を位置づけています。

5 食育の推進

令和3年3月に国が公表した「第4次食育推進基本計画」では、SDGs(持続可能な開発目標)の考え方を踏まえて“生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進”、“持続可能な食を支える食育の推進”、“「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進”の三つに重点をおいた取組を行うことが示されました。

県でも令和4年度に策定した「第4次千葉県食育推進計画」により、全国有数の農林水産業が盛んなわが県の特徴を生かし、生産から食卓まで「食のつながり」を意識した食育の推進方針を示しています。

6 SDGs(持続可能な開発目標)に配慮した農業施策の展開

令和3年5月に国は「みどりの食料システム戦略」を公表し、革新的な技術・生産体系の順次開発と社会実装により、令和32年までに農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現、化学農薬や化学肥料の使用量の低減、有機農業の取組面積の拡大、食品製造業の労働生産性の向上、持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現等を目指すこととした施策の展開を示しました。

県においても令和3年1月に策定した「第3次千葉県有機農業推進計画」により、地球温暖化防止や生物多様性保全に高い効果を示す有機農業を推進する施策の方向性を示しています。

なお、本方針に掲げる施策とSDGsの目標との関連は次表のとおりです。

17の目標と ターゲット	 1 貧困をなくそう	 2 飢餓をゼロに	 3 すべての人に健康と福祉を	 4 質の高い教育をみんなに	 5 ジェンダー平等を推進しよう	 6 安全な水とトイレを世界中に	 7 安全なエネルギーをみんなにそしてクリーンに	 8 働きがいも経済成長も	 9 産業と雇用革新の促進を図ろう
基本施策		2.3 2.4 2.5	3.9	4.3 4.4 4.7	5.5			8.2 8.3 8.5	9.1 9.4
次世代を担う 人材の育成・確保		○		○	○			○	
農林業の 成長力の強化		○	○					○	○
市場動向を捉えた 販売力の強化		○		○				○	○
地域の特色を生かした 農村の活性化								○	
災害等への 危機管理の強化		○							○

17の目標と ターゲット	 10 人や国の不平等をなくそう	 11 安全で持続可能な都市づくり	 12 つるむすびをつなぐ責任	 13 気候変動に具体的な対策を	 14 海の豊かさを守ろう	 15 陸の豊かさも守ろう	 16 平和と公正をすべての人に	 17 パートナリシップで目標を達成しよう
基本施策	10.2	11.7 11.a 11.b	12.3 12.4 12.5 12.8	13.1 13.3	14.1	15.1 15.2 15.6 15.8		17.17
次世代を担う 人材の育成・確保	○			○		○		○
農林業の 成長力の強化			○	○	○	○		○
市場動向を捉えた 販売力の強化			○					○
地域の特色を生かした 農村の活性化		○	○			○		○
災害等への 危機管理の強化		○		○		○		○

第3章 基本方針・基本施策

第1節 基本方針

現在、地域の農林業は、県外新興産地との競合や輸入農産物の増加、異常気象や世界的規模での新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済的な影響、今後10年で一層進むと見込まれる農林業従事者の高齢化や経営体の減少といった諸問題に直面しています。

このような中、地域の農林業が持続的に発展し、県民への食料等の安定供給及び農地・農村・森林が持つ多面的機能の発揮という役割が果たされるとともに、農林業に従事する県民のくらしが守られる様、また、豊かな自然と優れた農村集落機能を持つ山武地域において、全ての県民が自身のライフスタイルを実現し、農林業の産業としての価値とそれに関わる価値を感じられる「未来の農林業」の実現に向けた施策を展開します。

第2節 10年後の担い手・産地のあるべき姿

本方針では、概ね10年後の農林業に従事する担い手や生産地のあるべき姿を以下の通り展望します。

また、その実現に向けた今後4年間の山武農業事務所・北部林業事務所の基本的な施策を次節で詳しく述べるものとします。

10年後の山武地域の農業、林業、畜産業では、

- ◎作業の機械化や効率化が促進され、担い手の経営規模や産地規模は維持・拡大しています。
- ◎地域農林業の次代を担う後継者が育成されています。
- ◎雇用、農作業ヘルパーやコントラクター等といった外部労働力が有効活用され、生産性が向上しています。
- ◎ロボット技術、センシング技術や環境制御技術といったスマート農林業技術が普及し、作業の効率化、肥料・農薬の低減、収量の増加と品質の向上が図られています。
- ◎病虫害、異常気象や自然災害への対策技術が確立・普及し、収量と品質が安定しています。
- ◎産地では需要に応じた計画的な生産・出荷が行われ、経営の安定が図られています。
- ◎出荷組織の体制強化により生産物の品質と量の安定が確保され、市場での高い評価

を得て販売力が向上しています。

◎遊休農地の利用が進み、農地が有効活用されるとともに農村環境が向上しています。

◎優良な農地が維持・活用され、地域農業が近隣都県を含む県民への食料供給の役割を担っています。

◎家畜ふん堆肥が地域内で有効活用され、社会や環境と調和した持続可能な畜産経営が展開されています。

◎適切な森林整備の推進により災害に強い森林づくりが進展しています。

◎県産木材が多方面で活用され、森林資源の循環利用のサイクルが定着しています。

◎気象災害や気候変動への備えができています。

第3節 基本施策

1 次世代を担う人材の育成・確保



【成果目標】

項目	現状	目標（令和4～7年度）
新たに法人化した農業経営体数	—	4経営体/4年
新規就農者数	150人/4年 (平成30～令和3年)	160人/4年

（1）担い手の農業経営力の向上

地域では、農業者の高齢化や経営規模拡大にともなう労働力不足への対応、後継者世代への技術の継承、女性農業者の更なる活躍に対応した持続可能な農業経営の実現などが課題となっています。そこで、地域農業をけん引する農業経営体が安定して所得を確保できるよう、経営発展を目指す農業者の育成、労働力の安定確保など、農業経営の段階に合わせた育成・支援等を図るため、次の施策に取り組みます。

※以降、それぞれの取り組み施策に付した記号【○】は主な担当課等を表しています。

【企】…企画振興課 【普】…改良普及課 【指】…指導管理課
【地】…地域整備課 【両】…両総用水管理課 【北林】…北部林業事務所

①「地域農業を支える経営体の育成」

ア) 生産技術研修のほか、経営管理研修など経営者の能力向上に向けた研修会を農業経営の段階に合わせ継続的に開催していきます。【普】

イ) 関係機関と連携して、専門家派遣による法人化の推進や雇用環境の整備などを個別に支援します。【企】

ウ) パートナーシップ型農業経営の実現に向けて、女性農業者の主体的な経営参画を推進します。また、女性農業者の地域社会活動への参画や政策決定の場への登用を促進するため、女性リーダーの育成を図ります。【普】

②「多様な労働力の確保」

ア) 雇用労働力を安定的に確保できるよう、農業協同組合や千葉県農業者総合支援センター等の関係機関・団体とともに、農業経営者を支援します。【企】

イ) 農業経営における省力化と生産効率の向上のため、農作業ヘルパーや農作業受託組織といった農作業外部化の仕組みの導入や育成を、生産者組織や関係団体とともに推進します。【企】【普】

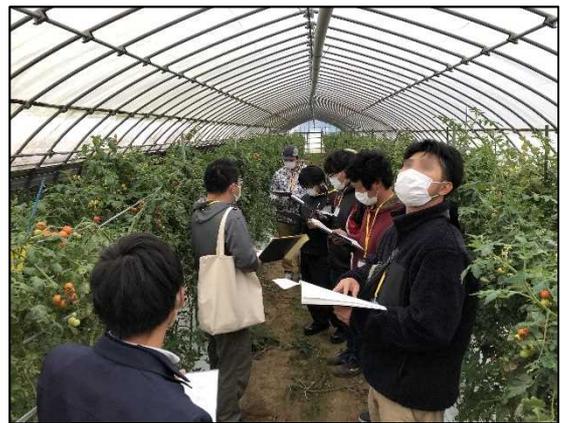
(2) 農業を支える多様な人材の確保や企業参入の促進

高齢化や離農の進行により農業者数が減少傾向にあり、地域では新たな担い手の確保が必要となりつつあります。そこで、次世代の山武農業を担う多様な農業経営体の育成のため、次の施策に取り組みます。

①「農業内外からの新規就農者の確保と定着促進」

ア) 農業事務所に就農相談窓口を設置し就農希望者を支援するとともに、管内自治体や融資機関と連携した就農支援施策の活用により、就農者の確保と定着を促進します。【企】

イ) 青年農業者を育成するために、栽培技術と経営管理能力の向上を図る農業経営体育成セミナー等の開催や地域の農業者との交流を促進します。【普】



農業経営体育成セミナー 経営相互訪問

ウ) 経営体が計画的に後継者や第三者等に経営継承できるよう、国の制度を活用し、専門家派遣による必要な手続等の支援などを行います。【企】

エ) 地域農業を支える若い人材を確保するため、高校生や新規就農希望者等を対象に、県内外の先進的な経営事例の紹介や生産現場の体験などを、農業学科のある高等学校や県立農業大学校と連携して実施し、農業の魅力と可能性をPRすることで就農への動機付けを行い、農業後継者等の就農を促進します。【普】

②「企業参入への適切な対応」

ア) 関係機関と連携し、管内自治体が行う参入確保や参入企業の育成に係る取組の支援や、農地制度等に係る参入企業からの相談に対応します。【企】

(3) 森林・林業を支える多様な人材の確保・育成

林業事業体は経営規模が小さく、生産効率や収益性が低いため、雇用・労働条件が他産業に比べて厳しい状況にあることから、林業事業体の経営基盤を強化する必要があります。

また、手入れの行き届かない森林が増えていることから、地域住民や市民活動団体等、多様な人材の参画を得て、県民の財産でもある森林を守り育てていく必要があるため、次の施策に取り組みます。

①「林業事業体の育成」

ア) 林業事業体に対する作業コストの縮減や資源情報等を活用した業務の効率化・負担軽減など、林業普及員による林業技術の改善等に向けた支援を進め、林業事業体の経営の安定と林業就業者の定着を促進します。【北林】

②「多様な人材の確保・育成」

ア) 里山の保全や海岸県有保安林の再生を図るため、森林所有者や市民活動団体等に対する、安全管理の徹底や計画的な森林整備の実施など、林業普及指導員による林業技術の改善等に向けた支援を進めるとともに、地域住民や企業、市民活動団体等による森林整備活動を支援します。【北林】



県内企業による県有保安林での植栽活動

2 農林業の成長力の強化



【成果目標】

項 目	現 状	目 標（令和7年度）
スマート農業に取り組んでいる認定農業者及び認定新規就農者の割合※ ¹	45% (令和2年度)	80%以上
野菜※ ² の産出額	209億円 (令和元年)	230億円
畜産産出額	79億円 (令和元年)	90億円
水田のほ場整備新規事業化地区数（再掲）	1地区 (平成30年～令和3年度)	1地区 (令和4年～令和7年度)
担い手への農地の集積面積が耕地面積に占める割合※ ³	26.3% (令和2年度末)	51%
「環境にやさしい農業」の取組面積※ ⁴	439ha (令和3年度)	増加を目指す
森林整備面積	70ha/年 (令和2年度)	94ha/年

※1 「県スマート農業推進方針」の評価指標等に係る調査から

※2 野菜には「いも類」の産出額を含んでいる

※3 「担い手への農地集積状況調査」

※4 R1有機農業面積推計、R3ちばエコ面積とR2エコファーマー面積を合計

(1) スマート農林業の加速化

高齢化への対応、生産技術の継承やセンシング技術による生産性向上、施設園芸での環境制御技術に関する知識・技術の普及と導入支援のため、次の施策に取り組みます。

①「技術の導入・普及定着」

ア) 生産性の向上を図るため、スマート農業に取り組むための機械や装置（ロボットトラクター、ドローン、環境制御装置、搾乳ロボット、自動給餌機など）の導入を推進します。【企】

イ) 機械装置の導入効果を高めるため、コンサルタントの活用支援、生産者組織や

関係団体と連携した現地研修会の開催などにより技術の習得を支援します。【普】
ウ) 地域や担い手の営農ビジョンに基づき、スマート農業に対応する生産基盤の整備を推進します。【指】

②「スマート農業に対する農業者の理解促進」

ア) 研修会の開催、普及指導員による相談対応などにより、スマート農業に係る情報を農業者に対して提供します。【普】

イ) スマート農業技術を導入した産地等の取組が広く波及するよう、関係団体と連携し優良事例の紹介などにより農業者への啓発を行います。【企】



直進アシスト田植え機



いちご栽培の環境モニタリング装置

③「ICT等を活用した効率的な森林整備」

ア) 森林クラウドで市町や林業事業者と資源情報等を共有し、業務の効率化・負担軽減を図るとともに、現地調査等への森林クラウド・ドローン等の活用を支援し、従来、林内に立ち入って実施していた作業の効率化を図ります。【北林】



林業におけるドローンの活用

(2) 生産基盤の強化・充実

規模の拡大やスマート農業等に対応した生産基盤整備、市場要求に対応可能な集出荷・調製施設、持続可能な農業インフラ整備といった課題に対し次の施策に取り

組みます。

①「生産力を高める産地体制の強化」

ア) 人・農地プランや産地計画等に位置付けられた意欲的な農業者の生産性の向上に必要な施設・機械等の導入に対して支援します。【企】

イ) 産地体制の強化を図るため、生産者団体と連携して集出荷作業の省力化・計画出荷などを推進します。【普】

ウ) 主要野菜の安定生産・出荷及び価格安定を図るため、生産者団体と連携し、引き続き野菜価格安定対策事業活用を推進します。【企】

エ) 産地の生産性の向上を図るため、老木化した果樹の計画的な改植の推進、連作障害を回避するための輪作体系の普及、新品種の導入や新品目の生産拡大等を支援します。【企】【普】

②「生産力を高める基盤整備の推進」

ア) 地域や担い手の営農ビジョンに基づき、ほ場の区画整理や排水改良を行い、生産コストの低減を図る大区画化と、収益性の高い畑作物等の導入を図る汎用化に向けた基盤整備を推進するとともに、担い手への農地の集積・集約化を促進します。【指】【地】

イ) 畑作経営の規模拡大や安定生産を推進するため、かんがい施設の整備を推進します。【指】

③「生産基盤の長寿命化対策の推進」

ア) 両総用水等の農業水利施設については、施設管理者による適切な管理や点検結果等を踏まえ、計画的な補修や更新整備を行うため、施設保全計画の策定や対策工事等による長寿命化対策を推進します。【指】【地】【両】



老朽化した水門の更新

(3) 農地利用の最適化

農業者の減少が急速に進むことが見込まれる中、地域の農地の受け手となる担い手

経営体への支援と、持続可能な農業経営基盤としての農地の保全・整備、荒廃農地の発生防止・解消推進のため、次の施策に取り組みます。

①「担い手への農地の集積・集約化の促進」

ア) 担い手への農地集約化を促進するため、市町や農業委員会等との連携をさらに強化し、人・農地プランの話合いと目標地図の作成・更新が円滑に進むよう支援します。【企】

イ) 地域の人・農地プランの話合いに基づき、農地中間管理事業や基盤整備事業を活用した担い手への農地の集積・集約化を進めます。【企】

②「優良農地の確保と荒廃農地の活用」

ア) 農地制度の適切な運用により、持続可能な農業経営基盤としての優良農地の確保を図ります。【企】

イ) 市町や農業委員会等との連携を強化し、地域の話合いに基づく荒廃農地の解消を含めた最適な土地利用を推進します。【企】

ウ) 農業者等で構成される組織による荒廃農地の発生防止と解消の活動を支援します。【指】

エ) 荒廃農地を再生して露地野菜等の生産拡大に取り組む農業者等に対し、土づくりや生産の効率化に必要な機械等の導入を支援します。【企】

オ) 水田や荒廃農地等を活用した飼料用米やWCS用稲等、自給飼料の生産を支援します。【企】

(4) 食の安全確保と消費者の信頼確保

消費者や実需者の信頼を確保し、海外農産物輸出に対応可能な生産技術の普及とチェック体制強化のため、次の施策に取り組みます。

①「食の安全確保に向けた取組の推進」

ア) 生産者、畜産関係団体と連携して、畜産経営の農場HACCPやGAP認証取得を推進します。【企】

イ) 農薬の適正使用を推進するため、農薬危害防止の注意喚起、農薬使用者や販売者への立入検査・指導を行います。【企】

②「消費者の信頼確保に向けた取組の推進」

ア) 食品表示法に基づく食品表示（品質事項に係る部分）の適正化を図り、虚偽表示等の不当な表示をなくすため、相談窓口の設置、巡回調査の実施、啓発資料の配付などにより、周知啓発を行います。【企】

イ) 米トレーサビリティ法に基づく米穀等取引の適正化を推進するため、巡回調査を実施します。【企】

ウ) 農林産物の安全性を確認するため、放射性物質のモニタリング検査を実施します。【企】

(5) 環境に配慮した農林業の推進

環境負荷の軽減を図る環境にやさしい農業の取組を推進するため、「みどりの食料システム戦略」や「千葉県有機農業推進方針」に即した次の施策に取り組みます。

①「環境に配慮した農業の推進」

ア) 土壌分析に基づく適正な施肥を推進することで、環境への負荷軽減を図ります。【企】

イ) 環境にやさしい農業の取組を推進するため、「ちばエコ農業」、「エコファーマー」制度及び有機農業の取組を推進します。【企】

ウ) 化学合成農薬のみに依存しないIPM（総合的病害虫・雑草管理）技術の普及に向け、研修会開催、個別支援や補助事業により新たな技術の導入を促進します。

【企】【普】

エ) 園芸品目などの生産活動に伴い発生する廃プラスチックの排出量削減を促すとともに、各市町や生産者団体が実施する廃プラスチックの適正処理を推進します。【企】

オ) 畜産堆肥の成分分析や堆肥情報を広く発信し、耕種農家等とのマッチングを支援することで化学肥料等の使用量削減を推進します。【企】

また、適切な森林整備による公益的機能の高度発揮のほか、持続可能性に配慮した森林の管理を推進するため、次の施策に取り組みます。

②「環境に配慮した多様な森林づくり」

ア) 林業事業体における森林経営計画の策定を支援し、計画的な森林整備を促進します。【北林】

- イ) 森林クラウドで管理する森林簿や林相区分図等の資源情報等を活用し、森林の集約化による効率的な森林整備を促進します。【北林】
- ウ) 森林環境譲与税や経営管理制度を活用した市町による森林整備の取組が円滑に進むよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援します。【北林】
- エ) 森林における二酸化炭素吸収などの公益的機能を強化するため、間伐や主伐後の確実な再造林を促進するとともに、海岸県有保安林における松くい虫防除対策やスギ非赤枯性溝腐病被害森林の再生を推進します。【北林】
- オ) 林業の生産性の向上を図るため、森林整備の低コスト化に必要な路網の整備を進めます。【北林】
- カ) 市町に配分される森林環境譲与税の使途について、森林整備のみならず、木材利用や普及啓発等、地域の特性を活かした幅広い取組に有効に活用されるよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援します。【北林】
- キ) 林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。【北林】

3 市場動向を捉えた販売力の強化



【成果目標】

項目	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
管内野菜指定産地のねぎ ^{※2} 販売額	2,042百万円 ^{※1}	2,240百万円
管内野菜指定産地のにんじん ^{※3} 販売額	1,619百万円 ^{※1}	1,780百万円
管内野菜指定産地のトマト ^{※4} 販売金額	486百万円 ^{※1}	490百万円
管内野菜指定産地のきゅうり ^{※5} 販売額	422百万円 ^{※1}	460百万円
地域産米の輸出量 ^{※6}	10t	30t

- ※1 管内2農協が策定した、各野菜指定産地に係る「産地強化計画」の令和2年度の出荷量実績に、該当出荷期間中の東京都卸売市場（全体）での千葉県産の平均単価を掛けた推計額。
 ※2 令和2年実績：春ねぎ1産地40ha・1,335t、秋冬ねぎ2産地136ha・3,721t。
 ※3 令和2年実績：春夏にんじん2産地28ha・1,172t、冬にんじん2産地284ha・10,157t。
 ※4 令和2年実績：夏秋トマト2産地34ha・1,278t。
 ※5 令和2年実績：冬春きゅうり10ha・1,371t。
 ※6 現状値は「産地パワーアップ事業」に取り組む産地の輸出量

（1）需要を捉えた販売の促進

市場ニーズの多様化や消費者の購買行動の変化に応じた産地体制の強化、県内他地域や県外競合産地に対する競争力強化のため、計画的出荷や地域農林産物の知名度向上といった課題に対し次の施策に取り組みます。



大型にんじん洗浄選果施設

① 「市場動向を捉えた産地体制の強化」

- ア) 生產品目の安定供給を求める大口需要等、多様化する市場ニーズに対応できる産地を育成するため、集出荷施設や貯蔵施設を活用した計画的出荷に対する農業者の理解を促進します。【普】
- イ) 省力化機械の導入、老朽化した園芸用施設の改修や環境制御機器の導入等による生産性の向上と単位当たり収量の向上を支援することで、露地・施設野菜

産地の規模を維持・拡大し、大口需要への対応と産地間競争力の向上を図ります。【企】

②「地域産農林産物の魅力発信と販路拡大」

ア) 米、落花生や野菜などといった地域産農産物の消費者の購入機会や消費の増大を図るため、地域イベントの活用や地域の直売所・小売店等と連携したPR活動を行います。【企】

イ) 県オリジナル品種（「粒すけ（米）」、「Qなっつ（落花生）」など）や「チバザポーク」、「チバザビーフ」、など県独自ブランド農産物の知名度を向上させる活動を行います。【企】

ウ) 観光農園、農産物直売所や地域の特色ある加工品や食などの情報を消費者へPRし、観光と連携した農産物販売を推進します。【企】

③「県産木材の利用促進」

ア) 多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進して、県産木材の需要を高めていきます。また、森林整備により生産した木材の利用を促進するため、多様な販路の開拓を支援します。【北林】

(2) 地域資源を活用した需要の創出・拡大

多くの県民への地産地消推進や農林業体験、食育といった課題に対し次の施策に取り組めます。

①「地産地消の推進」

ア) 山武地域産の米や新鮮な野菜などが購入できる農産物直売所や、いちご狩り・ぶどう狩りといった観光農園の情報を消費者に向けて発信し、地産地消を推進します。【企】

②「地域資源を活用した魅力ある商品開発」

ア) 6次産業化に係るワンストップ支援機関「千葉県6次産業化サポートセンター」を活用し、専門家を派遣する等により、6次産業化に取り組む農林業者等の商品開発や地域体制整備とともに、必要な機械・施設等の導入を支援します。【企】

③「食育の推進」

ア) ちば食育ボランティア・ちば食育サポート企業、教育関係者、農業者、食品関連事業者等、食育に係る多様な関係者が連携する取組を促すとともに、食育の関係者と一体となり、食育活動を推進します。【企】

イ) 地域に密着した食育活動を推進するため、市町・学校給食の関係者と連携し、学校給食への地域産農産物の利用を推進し児童・生徒が地域産農産物に親しむ機会を設けます。【企】

④「木育の推進」

ア) 県民が木材に触れる機会を増やし、森林や木材に対する理解の醸成を図るため、木育活動の支援を行います。【北林】

(3) 新たな販路開拓に向けた輸出促進

国内での農産物・食品の消費減少が見込まれるため、輸出の取組拡大が必要であることから次の施策に取り組みます。

①「輸出にチャレンジする産地等への支援」

ア) 米や園芸品目等の輸出にチャレンジする生産者団体・事業者の商品開発や試験輸出、海外での調査や販売促進活動、生産や輸出に必要な機械・施設整備などの取組を支援します。【企】

4 地域の特色を生かした農村の活性化



【成果目標】

項 目	現 状（令和2年度）	目 標（令和7年度）
直売所1箇所当たりの年間購入者数	230千人※1	260千人
農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図るため農業者等が共同で取り組む活動面積	3,880ha	4,180ha

※1 令和2年度において10万人以上の来客があった直売所6店舗の平均購入者数

（1）農村における交流人口の拡大

新たな働き方改革が都市住民の農業への関心を増加させており、これまで以上に農村との交流の機会が望まれていることから次の施策に取り組みます。

①「都市と農村の交流促進」

- ア) 山武地域の新鮮な農産物が購入できる直売所や、いちご狩り・ぶどう狩りと
いった観光農園の情報を消費者に向けて発信します。【企】（再掲）
- イ) 直売所や観光農園等における地域の人々との交流や、魅力ある農業体験の提供
などの充実した「グリーンツーリズム」を推進するため、関係者に向けた研修会
を開催します。【企】

（2）農村の多面的機能の維持

人口減少や少子高齢化が進行している農村では、地域コミュニティの維持や多面的機能の発揮促進が重要となっていることから次の施策に取り組みます。

①「地域共同活動の推進」

- ア) 農業・農村が有する多面的機能を維持するため、農業者等で構成される組織に
よる農地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する活動を支援します。【指】

（3）地域資源を活用した所得の確保

まとまった農地が少ない地域では経営規模の拡大が困難であり、農業だけでは十分な所得が得にくいことから、地域の農業者が安定した所得を確保できるよう、集落

営農組織の育成、地域特産品の活用、6次産業化の推進が必要です。そこで、次の施策に取り組みます。

①「多様な農業経営の推進」

ア) 地域特性を生かした多様な複合経営等の経営モデルの提案や、直売所向けの品種・作物の栽培や市場性の高い作物の導入支援、地域のニーズに対応した技術等の導入を支援します。【普】

イ) 集落や設立された集落営農組織の話合いの場において、組織の育成進度に合わせた効果的な支援を行います。【企】【普】

ウ) 地域で持続的に農業を行う経営体が必要とする施設や機械等の導入を支援します。【企】

②「地域資源の高付加価値化の推進」

ア) 地域の新たな特産品の生産や加工品の開発等、経営改善につながる取組を支援します。【企】【普】

(4) 有害鳥獣対策

山武地域における野生鳥獣による農作物被害額は、平成28年度の760万円からピークの平成30年度には被害額が970万円となりました。

令和2年度は地域の取組効果もあり被害額は890万円に抑えられましたが、引き続き地域ぐるみでの対策の実施が必要であることから次の施策に取り組みます。

①「地域の鳥獣被害対策実施体制の強化」

ア) 農作物被害額の低減と被害地域の拡大防止に向け、市町が実施する「防護」、「捕獲」、「資源活用」、「生息環境管理」といった被害防止の取組を支援します。【企】

イ) 市町が設置する被害対策協議会による被害対策実施体制の強化を支援します。【企】

5 災害等への危機管理の強化



【成果目標】

項 目	現 状（令和2年度）	目 標（令和7年度）
ハザードマップ等を作成した防災重点農業用ため池の割合	14.3%	100%
災害に強い森林づくり推進面積（累計）*	25.6ha	136ha

※令和元年度からの、被災森林の復旧、森林整備による倒木対策、山地災害対策、海岸県有保安林の整備・再生面積の累計

近年増加している自然災害は、農林産物に対する直接的被害だけでなく、森林の倒木により間接的に発生した停電が園芸や畜産に大きな被害を発生させました。

また、海外から侵入した新規病虫害や家畜伝染病は産地に大きなダメージを与えています。



令和元年房総半島台風で被災した園芸用施設

これらを防止・抑制し、地域農林業経営への影響を回避若しくは最小限とするには、平時からの備えが重要であることから次の施策に取り組みます。

（1）災害等への備えと復旧対策、家畜・植物防疫体制の強化

①「災害に備える経営の取組の推進」

ア) 自然災害や新型コロナウイルス感染症による経済変動の影響などの様々なリスクに対応するため、収入保険や園芸施設共済をはじめとした農業保険への加入を促進します。【企】

イ) 園芸産地においては、事業継続計画（BCP）の策定を推進するとともに、農業用ハウスの補強対策など災害被害防止研修会の開催や、施設園芸における低コスト耐候性ハウス等の導入を支援します。【企】

ウ) 自然災害に対して効果的に事前・事後対策を取れるよう、生産者や関係団体に技術情報を提供します。【普】

②「農村の防災・減災対策」

ア) 人的被害が発生するおそれのある防災重点農業用ため池の決壊による被害を防止するため、緊急時の迅速な避難行動につなげるハザードマップの作成などのソフト対策や施設の適切な維持、補修、改修に向けたハード対策に取り組みます。【指】

イ) 湛水被害を防止するため、排水量の増大等に対応したポンプや排水路などの排水施設の機能強化を図ります。【指】【地】

ウ) 田んぼダムやため池の活用など、流域治水に資する取組を推進します。【指】



湛水防除事業で整備した排水路



県内最大貯水量の農業用ため池 小中池

③「災害に強い森林づくり」

ア) 令和元年房総半島台風等による倒木被害森林の復旧や、インフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備を支援します。【北林】

イ) 風倒木対策を含め、間伐等の適切な森林整備を進めることにより、災害に強い健全な森林づくりを推進します。【北林】

ウ) 山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業などの山地災害対策を推進します。【北林】

エ) 砂丘の造成による津波被害の軽減と、飛砂や潮害等から県民の生活を守るため、企業や市民活動団体等の協力を得て、病害虫に抵抗力のあるクロマツや広葉樹を植栽することなどにより、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。【北林】



海岸県有保安林における砂丘造成と植栽工事

オ) 治山施設の安全性の確保や維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るため、個別施設計画に基づき、計画的な対策工事に取り組みます。【北林】

カ) 林地開発行為の審査に当たっては、森林の有する公益的機能の維持を図るため、適正な指導を行います。【北林】

④「家畜伝染病に対する防疫体制の強化」

ア) 家畜伝染病発生時の迅速な防疫対応と体制構築ができるよう、家畜保健衛生所を中心に、管内各市町・関係機関との一層の連携強化と情報の共有を図ります。【企】

⑤「植物防疫対策の推進」

ア) 病虫害発生予察情報や病虫害雑草防除指針に基づく、病虫害の適期・適正防除を推進します。【企】

イ) 本県未発生の病虫害の侵入警戒調査を実施し、農作物に被害を及ぼす恐れのある病虫害等が新たに発生した場合には、発生状況や防除対策などの情報を速やかに発信し、早期防除等、病虫害の定着や拡大の防止に向けた取組を推進します。【企】

⑥「災害等からの復旧」

ア) 自然災害等により甚大な被害を受けた農業者の早期の事業再建を支援するため、災害に対応した制度資金の周知や融資機関への利子補給などを行います。【企】

イ) 農地や農業用施設などについて、平時から災害復旧に利用できる事業等を周知するとともに、被害発生時には速やかな事業利用により早急復旧を図るため、市町や関係団体を支援します。【企】

⑦「新型コロナウイルス感染症への対応」

ア) 新型コロナウイルス感染症による経済変動の影響などのリスクに対応するため、収入保険への加入を促進します。【企】

イ) 農作業場でのパーテーションの設置など、従業員の感染防止に資する作業環境

の改善に向けた取組を支援します。【企】

（２）危機管理体制の強化

災害等が万が一発生した際の、被害を最小限に抑えるための即応体制整備の課題に対しては次の施策に取り組みます。

①「危機管理体制の強化」

ア) 災害発生時の速やかな情報収集や災害対応に向け、市町との情報共有体制を整備するとともに、農林業の復旧・復興に迅速に対応するための体制を構築し、各種復旧・復興施策に取り組みます。【企】

イ) 高病原性鳥インフルエンザ等の急性悪性家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、所員の防疫演習を実施するとともに、家畜保健衛生所を中心とした関係機関と連携した危機管理体制の強化を図ります。【企】

第4章 重点施策・取組

以降の4部門の施策については、今後4年間の特に重要な施策として取り組みます。

第1節【農産部門】水田農業の持続的発展を図るための経営体の育成、経営の安定・強化

1 10年後の目指す姿

- ◎地域の水田農業を担う意欲ある経営体が規模を拡大し、効率的な営農を展開しています。
- ◎主食用米の需要に応じた生産が行われることで米価が安定するとともに、主食用米と転作作物のバランスの取れた生産で経営体の経営安定が図られ、地域の水田が有効に活用されています。
- ◎気候変動に対応し、環境に配慮した持続的な農業技術が実践されています。
- ◎意欲ある経営体により持続的な生産活動が行われることで、優良な水田が維持され、食料自給率・食料自給力の維持向上が図られています。
- ◎山武地域の水田営農の特徴から、次の3類型の水田農業経営体がそれぞれの目指す姿を実現しています。

(類型1) 大区画化・汎用化された圃場で50ha程度以上の大規模経営を行う
集落営農等組織の経営体

(類型2) 水稻専作で省力・低コスト、安定多収生産を行う中・大規模個別経営体

(類型3) 水田・園芸・畜産の複合産地において営農の核となる複合経営を行う
多様な中規模個別経営体

2 現状と課題

- ①地域では耕作者の減少により大・中規模経営体に耕作地及び作業受託地の集積が進行しています。人・農地プランで地域の中心経営体に位置付けられる規模拡大に意欲的な経営体へは、今後さらに農地の集積が見込まれ、それに応じた経営上の負担が想定されるため、後継者世代の育成、雇用導入、農地の集積・集約化、営農の集団化、省力・低コスト化機械・施設や栽培技術の導入、主食用米以外の作物生産などの支援により、経営体の強化を図る必要があります。
- ②米価を安定させるためには、需要に応じた主食用米の生産が重要です。汎用化された一部の水田では経営所得安定対策を活用した麦・大豆栽培がおこなわれているものの、山武地域の大部分の水田は基盤整備率が低く、そのままでは畑作物

の導入が困難なため、ほ場条件や経営体の規模・形態に応じた作物、機械・施設、栽培技術の導入や改善を図る必要があります。

- ③増加している異常気象により、水稻栽培では倒伏、収穫作業の遅延や収量、品質の低下の他、スクミリンゴガイ（通称ジャンボタニシ）による被害が拡大しており、麦、大豆栽培では湿害による生育の停滞が問題化しています。そこで、これらの問題に対応する品種や栽培技術の導入と改善を図る必要があります。

【数値目標】

項目	現状	目標（令和7年度）
農作業規模が30ha以上の稲作経営体	13経営体※ （令和2年度）	15経営体
水田のほ場整備新規事業化地区数（再掲）	1地区 （平成30年～令和3年度）	1地区 （令和4年～令和7年）

※現状値は令和2年度末「担い手への農地集積状況調査」の担い手リストから

3 主な取組内容

- ①地域の中心経営体である担い手が持続的に経営発展できるよう、栽培講習会、試験展示ほの設置及び農業経営体育成セミナー等を通じて、経営体の後継者への栽培管理技術と経営感覚の習得を支援します。【普】

- ②経営体の所得増加のため、収入安定や作期分散を図るための品種構成の見直し支援、規模、経営形態や作目に応じた栽培技術などの改善支援、農作業機械や生産関連施設の導入支援、環境に配慮した栽培技術の実践の支援などを行います。【企】【普】



病害虫防除技術に関する現地検討会

- ③水田経営のコスト低減のため、ほ場条件や経営形態などの条件に適合するスマート農業技術等、省力化・低コスト化技術の導入を支援するとともに、慣行栽培に比べ肥料や農薬を減らす環境に配慮した持続的な栽培管理技術の導入を支援します。【普】

④米や高収益作物、飼料作物等の安定的な生産のため、ほ場の汎用化や水路・農道の効率化に基盤整備事業の活用を要望する地域には、農業振興地域整備計画等、各市町の計画に基づいた地域営農構想を作成した地域から、順次、基盤整備事業の実施に向けた支援を行います。【指】



大区画汎用化ほ場における大豆の収穫

第2節【園芸部門】野菜産地の生産力強化と担い手の育成

I【露地野菜】

1 10年後の目指す姿

- ◎農作業の機械化や担い手の規模拡大が促進され、産地規模が維持・拡大しています。
- ◎病虫害防除や気象災害の対策技術が普及し、収量・品質が安定した産地が形成されています。
- ◎生産出荷組織の強化により、安定した品質と量が計画的に出荷され、販売力が向上するとともに、高い市場評価を得ています。

2 現状と課題

- ①耕作者の高齢化と後継者不足にともない産地の面積が減少しているため、後継者の定着と新規参入促進による担い手確保、省力機械や技術の導入、雇用などにより労働力を確保し、産地面積の維持・拡大を図ることが必要です。
- ②連作による病害が産地維持の障害となっているため対策技術の導入が必要です。
- ③全国に競合する産地が新興しているため、計画出荷量の確保や出荷量の増加などの取組により、他産地より高い市場評価を得る必要があります。

【数値目標】

項目	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
ねぎ単収	3 t / 10 a	3.3 t / 10 a
管内野菜指定産地のねぎ ^{※2} 販売額（再掲）	2,042百万円 ^{※1}	2,240百万円
管内野菜指定産地のにんじん ^{※3} 販売額（再掲）	1,619百万円 ^{※1}	1,780百万円

※1 管内2農協が策定した、各野菜指定産地に係る「産地強化計画」の令和2年度の出荷量実績に、該当出荷期間中の東京都卸売市場（全体）での千葉県産の平均単価を掛けた推計額。

※2 令和2年実績：春ねぎ1産地40ha・1,335t、秋冬ねぎ2産地136ha・3,721t。

※3 令和2年実績：春夏にんじん2産地28ha・1,172t、冬にんじん2産地284ha・10,157t。

3 主な取組内容

- ①後継者や新規参入者の技術や知識の習得支援とともに、労働の補完の支援、

農閑期の作物導入による周年雇用の支援、省力栽培技術の普及などを実施します。【企】【普】

②連作障害対策技術と輪作作物の導入、病害虫対策技術の確立や耐性品種導入、ほ場の排水性改善技術導入を支援します。【普】

③産地におけるねぎ出荷量の向上技術を普及します。【普】

④にんじん収穫機（抜き取りタイプ）の利用期間を拡大できる品種の導入を支援します。【普】

⑤共同選果場を活用した、にんじんの計画出荷の理解促進と、選果ラインに適した品種の導入を支援します。【普】

⑥省力化機械の導入、集出荷・選果設備の導入等による経営規模拡大、生産性の向上と単位当たり収量の向上を支援することで、露地野菜産地を維持・拡大し、大口需要への対応と産地間競争力の向上を図ります。【企】



にんじんの自動洗浄ライン

II 【施設野菜】

1 10年後の目指す姿

- ◎担い手により産地の規模が維持され、次代を担う後継者が育成されています。
- ◎雇用や農作業ヘルパーなどを活用した労力補完が行われています。
- ◎夏の高温対策技術が普及し、出荷量と生産物の品質が向上しています。
- ◎ICTを活用した環境制御技術が普及し、出荷量と品質が安定化しています。
- ◎微細昆虫が媒介するウイルス病の対策技術が確立・普及し、出荷量と生産物の品質が向上しています。
- ◎きゅうり・なす産地で統一された病虫害対策を実施し、防除効果が長期的に維持されています。

2 現状と課題

- ①施設野菜の産地も高齢化が進んでいますが、後継者は露地野菜に比べて多く確保されているため、後継者が早期に技術・知識を取得し、産地の中核的経営者として円滑に経営を継承することが、今後の産地活性化に重要です。
- ②現在、施設野菜産地の主な労働力は家族労働力であり、家族の加齢や健康状態が経営状況に大きく影響するため、外部からの労働力の確保が必要です。
- ③トマト、きゅうりやなすの産地では、夏期の高温障害による生産量・品質の低下が問題となっています。これを改善するためには遮熱・高温対策の取組が必要です。
- ④きゅうりは市場から周年安定出荷を求められています。このため、天候不順でも安定した出荷量の確保が可能な栽培技術の導入が必要です。
- ⑤産地では微細昆虫が媒介するウイルス病等の難防除病害虫が増加しています。そこで、産地維持のため、産地ぐるみの対策が必要です。

【数値目標】

項目	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
トマト年間出荷量 ^{※1}	1,280 t	1,340 t
管内野菜指定産地のきゅうり ^{※2} 販売額（再掲）	422百万円 ^{※3}	460百万円

※1 主要産地（JA山武郡市）の出荷量。

※2 野菜指定産地における令和2年の実績：冬春きゅうり10ha・1,371t。

※3 管内農協が策定した、各野菜指定産地に係る「産地強化計画」の令和2年度の出荷実績値に、該当出荷期間中の東京都卸売市場（全体）での千葉県産の平均単価を掛けた推計額。

3 主な取組内容

- ①各種セミナー、現地検討会や展示ほの設置の他、個別巡回指導等により後継者や新規参入者の技術や知識の習得を支援します。【普】
- ②雇用による労働力補完経営モデルを提案します。【普】
- ③園芸用簡易施設（パイプハウス）での遮熱高温対策技術を確立し普及します。【普】
- ④天候不順でも安定した品質と生産量を維持できる環境制御技術や栽培技術を普及します。【普】
- ⑤ウィルス病を含む難防除病害虫対策技術の導入と、産地ぐるみによる防除体制の構築を支援します。【普】
- ⑥炭酸ガス発生装置や環境モニタリング装置などの環境制御機器と技術の導入、集出荷・選果設備等の導入支援により、経営規模拡大や生産性の向上と単位当たり収量の向上を図ることで、施設野菜産地の大口需要への対応力強化と産地間競争力の向上を目指します。【企】



炭酸ガス発生装置



最新のきゅうり選果ライン

第3節【畜産部門】地域と調和した畜産経営の実現

1 10年後の目指す姿

- ◎地域では飼養管理の省力化と飼料生産等の外部化が進み、労働生産性が向上しています。
- ◎耕種農家と繋がりを持ち、地域と調和した畜産経営が実現できています。
- ◎気象災害等への備えができており、万が一の際にも生産活動が速やかに再開します。
- ◎家畜ふん堆肥が有効活用され、環境と調和した持続可能な経営が展開されています。

2 現状と課題

- ①地域の畜産は高齢化・後継者不足のため、経営の継続には外部からの雇用労力の確保や外部組織への作業委託の検討が重要となっています。
- ②長期的な経営安定のためには、スマート農業技術等による労働力補完や暑熱対策等の飼養管理技術の向上が必要となっています。
- ③輸入飼料価格の高騰によって経営が大きな影響を受けるため、耕種農家と連携した飼料自給の取組が重要となっています。
- ④台風などの影響による停電時でも営農の継続が可能な備えが必要となっています。
- ⑤畜産経営においては環境問題が経営継続の障害の一つであり、臭気や衛生害虫の発生に対するより一層の改善対策が求められています。

【数値目標】

項目	現状（令和3年度）	目標（令和7年度）
乳用牛平均産次数	2.6産	2.8産
WCS用イネ地域内 作付面積・生産量	68.8ha ・6,300ロール	70.0ha ・6,700ロール
飼料用米地域内利用量	1,450t	1,800t

3 主な取組内容

- ①飼料生産等の農作業を受託するコントラクターなど、作業を外部化する組織の育成・強化を推進します。【企】【普】
- ②生産効率の向上のため、飼養データの管理を中心としたスマート機器や暑熱対策技術の導入を支援します。【普】
- ③飼料コストの低減のため、耕種農家と連携した自給飼料の利用と生産拡大を推進します。【企】【普】
- ④地域と調和した持続可能な畜産経営のため、堆肥の地域内循環および臭気対策を推進します。【企】
- ⑤経営の改善に資する農作業機械や生産関連施設の取得のため、畜産クラスター事業等の補助事業や制度資金の活用を支援します。【企】
- ⑥台風等にもともなう停電や生産基盤の損壊など、万が一の際にも生産活動が速やかに再開できるよう、気象災害への備えを推進します。【企】



自動給餌機を活用した省力化



稲WCS（ホルクローフサイレージ）の収穫

第4節【森林・林業部門】災害に強い森林づくりと森林資源の循環利用の推進

1 10年後の目指す姿

- ◎風倒木対策を含めた適切な森林整備の推進によって、災害に強い健全な森林づくりが着実に進んでいます。
- ◎森林環境譲与税や森林経営管理制度の活用によって市町主体の森林関連施策が充実し、県内の森林整備が進展しています。
- ◎森林資源の循環利用のサイクルが定着し、県産木材が多方面で活用されています。

2 現状と課題

令和元年房総半島台風では、強風により各地の森林で風倒被害が発生し、周辺のインフラ施設等にも被害が及びました。近年、気象災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、被災森林の復旧を進めるとともに、風倒木による被害を未然に防ぐための森林整備や森林の有する公益的機能を強化するための間伐等、適切な森林整備が進むよう支援する必要があります。

また、松くい虫被害等により疎林化した海岸県有保安林等については、津波被害を軽減し飛砂や潮害から県民の生活を守るため、適切に復旧するとともに災害に強い森林に再生していく必要があります。

さらに、人工林の大半が本格的な利用期を迎えていることから、森林資源を循環利用しながら森林整備を進めることが重要な課題となっています。

【数値目標】

項目	現状（令和2年度）	目標（令和7年度）
災害に強い森林づくり 推進面積（累計）※	25.6ha	136ha
森林整備による木材の 生産量	4,355m ³	6,100m ³

※令和元年度からの、被災森林の復旧、森林整備による倒木対策、山地災害対策、海岸県有保安林の整備・再生面積の累計

3 主な取組内容

①災害に強い森林づくり

倒木被害森林の復旧、インフラ施設周辺における倒木被害の未然防止につながる森林整備や間伐等の適切な森林整備を支援することにより、災害に強い健全な森林づくりを進めます。

また、山腹崩壊や土砂の流出による災害の発生を軽減するため、山地治山事業などの山地災害対策を推進します。

さらに、企業や市民活動団体等の協力も得つつ、病害虫に抵抗力のあるクロマツや広葉樹の植栽等により、自然災害に強い海岸県有保安林の整備・再生を行います。

②森林資源の循環利用

森林簿や林相区分図等の資源情報等を活用し、林業事業者等における森林経営計画の策定を支援することにより、効率的・計画的な森林整備を促進します。

また、森林環境譲与税や経営管理制度を活用した市町による森林整備の取組が円滑に進むよう、千葉県森林経営管理協議会と連携して市町を支援していきます。

さらに、多くの県民が利用する公共建築物や民間施設等における木材利用を促進し、県産木材の需要を高めていきます。

第5章 資料

1 支援対象一覧

○普及指導対象一覧

整理番号	支援対象	所在市町村(範囲)
1	山武郡市農業協同組合 園芸部	全域
2	山武郡市農業協同組合 緑の風部会	全域
3	千葉県指導農業士会山武支部	全域
4	千葉県農業士協会山武支部	全域
5	山武郡市農業協同組合 青年部	全域
6	牛群検定組合山武支部	全域
7	山武地域和牛生産組合	全域
8	山武鉢花生産組合	全域
9	山武郡市農業協同組合 水稻部会	全域
10	丸朝園芸農協青年部	全域
11	サンスマイルー山武女子ネットー	全域
12	東金市苺組合	東金市
13	東金洋菜出荷組合	東金市
14	極三わけぎ出荷組合	東金市
15	東金市稲 WCS 機械利用組合	東金市
16	東金市植木生産組合	東金市
17	東金市ぶどう組合	東金市
18	丘山プラム部会	東金市
19	チームレッド	東金市・山武市・九十九里町
20	原横地丸南園芸出荷組合	山武市
21	丸栄出荷組合	山武市
22	睦岡園芸出荷組合	山武市
23	山武市養豚組合	山武市
24	山武市酪農組合	山武市
25	有限会社 アグリ金穂咲	山武市
26	豊岡 WCS 等生産利用組合	山武市
27	山武市成東観光苺組合	山武市
28	農事組合法人 さんぶ野菜ネットワーク	山武市

整理番号	支援対象	所在市町村(範囲)
31	中津田ライスセンター	山武市
33	株式会社 大地の恵み	山武市
36	中津田資源保全会	山武市
37	実門畑かん施設利用組合	山武市
40	山武市農業研究会	山武市
41	山武市認定農業者会	山武市
42	山武市農業共同参画推進会	山武市
43	成東青年農業研究会	山武市
44	山武青年会議	山武市
45	蓮沼地域農業担い手連絡協議会	山武市
46	さんぶ苺組合	山武市・横芝光町
47	丸朝園芸農業協同組合	山武市・芝山町・横芝光町
48	農事組合法人 細草ライスセンター	大網白里市
49	金谷ライスセンター	大網白里市
50	南今泉ライスセンター	大網白里市
51	南横川ライスセンター	大網白里市
52	大網白里市瑞穂工区	大網白里市
53	大網白里市農業研究会	大網白里市
54	九十九里オーシャンスタービーフ研究会	九十九里町
55	九十九里町片貝工区	九十九里町
56	農事組合法人 白栴	芝山町
57	芝山町農産物直売所管理運営組合	芝山町
58	芝山お米ネットワーク	芝山町
59	北総ベジタブル	芝山町
60	丸朝園芸農協花き部ソニア会	芝山町
61	農事組合法人 房総食料センター	横芝光町
62	そうさ若潮牛振興協議会	横芝光町
63	横芝光町ホールクロップサイレージ推進組合	横芝光町
64	ちばみどり農業協同組合 そうさ園芸部	横芝光町
65	ちばみどり農業協同組合 そうさ施設園芸部	横芝光町
66	農事組合法人 新井営農組合	横芝光町
67	農事組合法人 アグリささと	横芝光町

整理番号	支援対象	所在市町村(範囲)
68	農事組合法人 篠本営農組合	横芝光町
69	屋形営農組合	横芝光町
70	北清水営農組合	横芝光町
71	清水の里	横芝光町
72	坂田城趾梅林組合	横芝光町
73	農事組合法人 小堤営農組合	横芝光町
74	農事組合法人 入営農組合	横芝光町
75	入営農組合	横芝光町
76	台営農組合	横芝光町
77	農事組合法人 木戸営農組合	横芝光町
78	西高野農機具利用組合	横芝光町
79	横芝光町農業振興会	横芝光町
80	横芝光町農業振興会女性部会	横芝光町

○土地改良区と工区の一覧

整理番号	土地改良区	工区	所在市町	関係大字・地区名
1	篠本新井土地改良区		横芝光町	篠本、新井、宝米
2	小中川土地改良区		大網白里市	永田、小中、神房、萱野、砂田、経田、駒込、小食土、池田、南玉、大竹、金谷郷、大網、仏島、星谷、南横川、富田、木崎、南飯塚、北飯塚、北横川、北吉田
			茂原市	粟生野、法目、高田、桂、榎神房
3	両総土地改良区	山武支所	横芝光町	日吉地区、南条地区、白浜地区、上塚地区、横芝地区、大総地区
			山武市	松尾地区、大平地区、豊岡地区、蓮沼地区、大富地区、公平地区、南郷地区、緑海地区、鳴浜地区、成東地区、日向地区
			東金市	東金地区、大和地区、公平地区、正気地区、豊成地区、福岡地区
			九十九里町	豊海地区、片貝地区
			大網白里市	大網地区、山辺地区、瑞穂地区、大和地区、増穂地区、福岡地区、白里地区、豊岡地区
	山辺	大網白里市	金谷郷	
4	山武郡横芝光町坂田第二土地改良区		横芝光町	於幾、曾根合、寺方、坂田、坂田池
5	山武郡作田川大中堰土地改良区		東金市	東中、三浦名、高倉

整理番号	土地改良区	工区	所在市町	関係大字・地区名
6	東金市十文字川土地改良区	一工区	東金市	松之郷、道庭
		二工区	東金市	松之郷、油井
		三工区	東金市	松之郷
7	山武郡中央土地改良区	第1工区	山武市	松尾町水深、松尾町本水深、松尾町祝田、松尾町高富、松尾町借毛本郷、松尾町広根、松尾町下野、松尾町下之郷、松尾町折戸、松尾町田越、上横地
		第2工区	山武市	柴原、早船、上横地、松尾町田越
		第3工区	山武市	小松、木戸、松ヶ谷、蓮沼二、蓮沼平、松尾町借毛本郷、松尾町折戸
		第4工区	山武市	寺崎、早船
		第5工区	山武市	下横地、草深、五木田、上横地、松ヶ谷
		第5-2工区	山武市	小泉
		第6工区	山武市	本須賀、白幡、井之内、松ヶ谷、小松
		第7工区	山武市	野堀、島戸、真行寺、新泉、津辺、市場、親田、川崎
		第8工区	山武市	白幡、富口、殿台、富田幸谷
		第8-2工区	山武市	富田
		第9工区	山武市	白幡、本須賀
			九十九里町	作田
		第10工区	九十九里町	作田
			山武市	本須賀
		第11工区	九十九里町	小関、片貝
東金市	高倉			
第13工区	山武市	和田、板付、湯坂、成東、森、矢部		
第13-2工区	東金市	家之子		
第14工区	山武市	埴谷、戸田、横田、沖渡、実門		
第15工区	山武市	椎崎、森、矢部		
8	木戸川土地改良区	山武市	山室、引越、谷津、古和、小川、早船、中津田、板川	
		横芝光町	中台	
9	松尾町豊岡土地改良区	山武市	松尾町金尾、松尾町小川、松尾町上大蔵、松尾町蕪木、早船	

○林業事業体の一覧

整理 番号	支援対象	区分	所在市町
1	千葉県森林組合北総事業所	森林・林業	東金市
2	林業事業体 4者	森林・林業	山武市・東金市
3	埴谷森林所有者の会	森林・林業	山武市
4	千葉県林業研究グループ 連絡協議会山武支部	森林・林業	東金市(会長宅)

○特用林産物生産団体

整理 番号	支援対象	区分	所在市町
1	千葉県北部地域管内 きのこ生産振興会	森林・林業	多古町(会長宅)

2 統計調査等数値指標一覧

(1) 市町別主要指標

項目		年	東金市	山武市	大網白里市	九十九里町	芝山町	横芝光町	山武地域計	県計 (平均)	県内 割合	
人口、世帯数、農家数、農業従事者数	人口 (R2国勢調査)	人	R2	58,219	48,444	48,129	14,639	7,033	22,075	198,539	6,284,480	3.2%
	世帯数 (R2国勢調査)	戸	R2	25,403	19,403	19,558	6,181	2,513	8,274	81,332	2,773,840	2.9%
	総農家数	戸	R2	1,266	1,945	901	347	478	934	5,871	50,826	11.6%
	販売農家数	戸	R2	790	1,399	631	245	386	748	4,199	34,261	12.3%
	自給の農家数	戸	R2	476	546	270	102	92	186	1,672	16,565	10.1%
	農業経営体数	経営体	R2	807	1,420	645	249	394	770	4,285	35,420	12.1%
	個人経営体数	経営体	R2	793	1,385	634	240	387	739	4,178	34,499	12.1%
	主業農家	経営体	R2	164	516	132	64	130	232	1,238	9,114	13.6%
	準主業農家	経営体	R2	110	122	100	19	44	86	481	4,665	10.3%
	副業的農家	経営体	R2	519	747	402	157	213	421	2,459	20,680	11.9%
	団体経営体数	経営体	R2	14	35	11	9	7	31	107	974	11.0%
	法人経営体数	経営体	R2	11	34	9	7	7	29	97	908	10.7%
	農業就業人口 (販売農家)	人	R2	1,578	3,269	1,300	463	945	1,569	9,124	73,410	12.4%
	基幹的農業 従事者数	人	R2	1,066	2,256	835	338	630	1,124	6,249	50,328	12.4%
	基幹的 農業従事者 の平均年齢	歳	R2	68.12	66.11	68.97	68.08	66.77	66.86	67.49	66.9	—
林業経営体数	経営体	R2	17	31	2	—	4	1	55	199	27.6%	
土地・農地・林地	土地面積	ha	R2	8,912	14,677	5,808	2,446	4,324	6,701	42,868	515,757	8.3%
	耕地面積	ha	R2	3,370	5,730	2,410	899	1,530	3,230	17,169	123,597	13.9%
	田面積	ha	R2	2,300	3,020	1,630	638	677	2,250	10,515	73,019	14.4%
	畑面積	ha	R2	1,070	2,710	783	261	849	982	6,655	50,531	13.2%
	耕地面積/土地面積	—	R2	37.8%	39.0%	41.5%	36.8%	35.4%	48.2%	40.1%	24.0%	—
	森林面積(総数)	ha	R2	1,576	3,859	770	77	1,039	837	8,158	155,292	5.3%
森林面積/土地面積	—	R2	17.7%	26.3%	13.3%	3.1%	24.0%	12.5%	19.0%	30.1%	—	
農業産出額	農業産出額	億円	R元	60.9	166.9	70.8	18.2	43.5	76	436.3	3,816	11.4%
	米	億円	R元	24.3	32.7	17.5	7.3	6.5	23.3	111.6	689	16.2%
	野菜	億円	R元	11.7	80.1	42.5	6.1	31.8	32.8	205.0	1,305	15.7%
	いも類	億円	R元	0.5	1.3	0.2	0	1.6	0.1	3.7	207	1.8%
	果実	億円	R元	0.7	0.8	0.2	0	0.1	0.6	2.4	114	2.1%
	花き	億円	R元	1.3	x	2.5	1.6	1.6	1.4	8.4	71	11.8%
	畜産物	億円	R元	17.8	34.9	6.8	2.1	1.1	16.2	78.9	1,208	6.5%
	その他	億円	R元	4.6	17.1	1.1	1.1	0.8	1.6	26.3	222	11.8%

注1:人口世帯数は「国勢調査」(令和2年10月1日時点)

注2:農家数、農業経営体数、農業就業人口、林業経営体数は農林水産省「2020 農林業センサス」

注3:土地面積は国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和2年10月1日時点)

注4:耕地面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」

注5:森林面積は千葉県農林水産部森林課「令和2年度千葉県森林・林業統計書」

注6:農業産出額は「令和元年生産農業所得統計」

注7:xは調査数僅少のため秘匿

(2) 山武地域の主要指標の推移

項目		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
人口、世帯数、農家数、農業従事者数	人口 (R2国勢調査)	人	222,643	223,652	218,652	209,761	198,539	
	世帯数 (R2国勢調査)	戸	70,118	75,576	79,168	80,714	81,332	
	総農家数	経営体	10,510	9,242	8,376	7,199	5,871	
	販売農家数	経営体	9,210	7,694	6,636	5,413	4,199	
	自給的農家数	経営体	1,300	1,548	1,740	1,786	1,672	
	農業経営体数	経営体		7,773	6,719	5,498	4,285	
	個人経営体数	経営体		7,694	6,644	5,427	4,178	
	主業農家	経営体	2,802	2,349	2,028	1,594	1,238	
	準主業農家	経営体	2,087	1,747	1,585	1,074	481	
	副業的農家	経営体	4,321	3,598	3,023	2,746	2,459	
	団体経営体数	経営体		79	75	71	107	
	法人経営体数	経営体		63	85	87	97	
	農業従事者数	人	26,218	21,708	18,438	14,077	10,114	
	基幹的農業従事者数	人	10,571	10,486	9,697	8,078	6,249	
	基幹的農業従事者の平均年齢	歳	60	63	65	66	67	
	林業経営体	経営体		157	130	116	55	
	耕地面積	耕地面積	ha	18,655	17,980	17,599	17,464	17,169
		田面積	ha	11,131	10,861	10,722	10,657	10,515
		畑面積	ha	7,533	7,121	6,871	6,814	6,655
森林面積(総数)		ha		9,307	9,370	8,338	8,158	
農業産出額	農業産出額	億円	494.6	438.7	—	459.7	436.3	
	米	億円	131.9	115.2	—	89.2	111.6	
	野菜	億円	228.0	206.4	—	245.7	205.0	
	いも類	億円	8.5	6.8	—	6.3	3.7	
	果実	億円	2.2	2.3	—	2.8	2.4	
	花き	億円	22.1	12.4	—	27.7	8.4	
	畜産物	億円	80.3	73.5	—	66.0	78.9	
	その他	億円	21.6	22.1	—	22.0	26.3	

(3) 林野面積・林業経営体

(東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町)

項目		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年		
林野面積		ha	10,051	9,935	9,785	8,998	8,736	
内訳	現況森林面積	ha	9,569	9,454	9,378	8,521	8,237	
	森林以外の草生地	ha	482	481	407	477	499	
所有形態別	国有	ha	53	46	0	0	1	
	民有	ha	9,998	9,889	9,785	8,998	8,735	
	内訳	独立行政法人等	ha	—	—	—	—	26
		公有	ha	405	401	424	339	315
		私有	ha	9,593	9,488	9,361	8,659	8,394
林家数		戸	1049	915	984	874	797	
林業経営体数		経営体		157	130	116	55	

注: 林野面積、林家数、林業経営体数は「2020 農林業センサス」から

3 第5次山武地域農林業振興方針（H29～R3）目標・達成指標の達成状況

達成状況評価区分(R3) ◎達成率 100%以上、○75%以上～100%未満、△50%以上 75%未満、×50%未満

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3年度	実績 R3年度	達成率 (%)	達成状況評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の方針
①園芸	園芸産出額	H26 .27	263億円	288億円	220億円 (令和元年 暫定値)	-172%	×	暫定値とした令和元年は、房総半島台風及びその後の大雨により多大な被害があったことが産出額に影響しました。	自然災害に対応した生産基盤の整備や、技術の普及と向上に努めるとともに、農業保険への加入や産地BCP策定を推進します。
	ビニールハウス等施設整備面積	H29	0.7ha	4ha /4年	8.1ha	203%	◎		
	規模拡大を図るための省力機械導入件数	H29	5件	32件 /4年	38件	119%	◎		
	秋冬ねぎ作付面積	H28	195ha	230ha	247.4ha	150%	◎		
	夏ねぎ作付面積	H28	33ha	60ha	57.9ha	92%	○		
	春夏にんじん作付面積	H28	44ha	85	35.77ha	-20%	×	スイカ、ジャガイモ、カボチャ栽培からの転換志向の鈍化や春にんじんの価格有利性減少が作付に影響しました。	優良品種の導入や土づくり等を推進し、単収増加によるにんじんの収益性の改善を支援します。
	集出荷施設の整備 (機能向上含む)	H26 -29	-	2か所 /4年	2か所	100%	○		
②農産	水田転作の戦略作物等作付面積	H29	1,578ha	1,750ha	1,986ha	237%	◎		
	米等農産作物の機械施設の整備件数	H29	3件	20件 /4年	16	77%	○		
	転作作物の団地化面積 (麦、大豆、WCS、飼料用米)	H29	112ha	132ha	128ha	80%	○		
	落花生省力機械の導入件数	H29	-	3件 /4年	0件	0%	×	落花生の規模拡大を目指す農家や生産集団等がなく普及が進みませんでした。	落花生の規模を拡大したり新たに作付けする生産者に対し、省力機械の導入を支援します。
	落花生新品種「千葉P114号」作付面積	H29	-	13ha	2.2ha	17%	×	管内では元々小規模な作付けが多く、栽培する耕作者の減少により作付けが伸びませんでした。	QなっつのPR活動等で認知度と消費者の購買意欲を高めることで、農業者の作付け拡大を喚起します。

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3 年度	実績 R3 年度	達成率 (%)	達成状況 評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の 方針
③畜産	畜産産出額	H2627	63 億円	65 億円	79 億円 (令和元年 暫定値)	800%	◎		
	乳牛 1 頭当りの 乳量	H26 -28	9,274kg	9,370kg	9,548kg	285%	◎		
	省力化に 新たに 取り組んだ 農家数	H29	-	20 戸	26 戸	130%	◎		
	WCS用稲の 作付面積	H29	77ha	85ha	68ha	-112%	×	令和2年度に労働力 不足から稲WCSの 作付を取りやめた組 合があったことが影 響しました。(需給バ ランスの大きな崩れ はありません)。	引き続き、稲作農家に対 してはWCSの作付けを 推進するとともに、畜産 農家の需要に合わせた 供給量と品質の安定が 図れるよう支援を行いま す。
	堆肥ネットワ ーク新規登録数	H29	2 件	8 件 /4 年	3 件	38%	×	堆肥を販売する畜産 農家は、固定客があ るため新規登録の意 向がありませんでした。 また、堆肥を自 家利用して自給飼料 を作付する農家もい るため、管内の新規 登録に対する意欲が 低かった。	地域内での有機物の循 環と、化学肥料の低減を 図るため、引き続き堆肥 ネットワーク登録を契機 とした、耕種農家の堆肥 活用を推進します。
④森林・林業	森林整備面積	H28	92ha/年	151ha /年	65.9ha /年	-44%	×	下刈の面積は一定 量あるものの、台風 被害により、間伐・溝 腐被害林再生が進 みませんでした。	事業箇所の選定支援等 により、事業量の増加を 目指します。
	森林経営計画の 認定面積(累計)	H28	342ha	439ha	580.9ha	246%	◎		
	海岸県有保有林 の整備面積 (累計)	H28	29ha	46ha	58.2ha	172%	◎		
	間伐実施面積	H28	18ha/年	29ha /年	1.4ha /年	-152%	×	台風被害の復旧や 予防に係る事業に注 力したため。	事業箇所の選定支援等 により、事業量の増加を 目指します。
	被害森林の 再生面積 (累計)	H28	421ha	516ha	462.8ha	44%	×	台風被害の復旧や 予防に係る事業に注 力したため。	事業箇所の選定支援等 により、事業量の増加を 目指します。

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3 年度	実績 R3 年度	達成率 (%)	達成状況 評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の 方針
⑤ 担い手育成	新規就農者数	H28	35 人/年	160 人 /4 年	120 人	75%	○		
	集落営農 組織数(累計)	H28	38組織	41組織	39 組織	33%	×	新規組織化の動きはありますが、新型コロナウイルスの蔓延による話し合いの場の減少により組織化が停滞しています。	市町・土地改良区などと連携した集落座談会を開催し、基盤整備事業を契機とした営農組織の設立を支援します。
	農業次世代人材 投資事業 新規交付者	H28	8 人	20 人 /4 年	35 人	175%	◎		
	農業経営体育成 セミナー 修了者数	H28	9 人	40 人 /4 年	42 人	105%	◎		
	農地所有 適格法人数 (累計)	H28	44 法人	50 法人	54 法人	167%	◎		
	指導農業士 ・農業士 新規認証者数	H29	4 人	16 人 /4 年	20 名	125%	◎		
	起業家数(グル ープを含む) (累計)	H28	56 名	72 名	70 名	88%	○		
	ICT 等の 現地実証試験 ・技術導入農家 数(累計)	H29	11 戸	30 戸	78 戸	158%	◎		
	担い手の 農地利用 集積率	H28	21.5%	42.5%	27.6%	65%	△	正式な手続きを経ない大規模農家による耕作の増加や、農地集積率を要件とする基盤整備事業へ申請を予定する地区での、要件を満たすための集積抑制があるため、集積率が伸び悩んでいます。	担い手が農地法や基盤強化法等に基づく正式な利用権設定をするよう啓発するとともに、基盤整備事業を要望する地区には採択後の集積が確実に進むよう、関係機関とともに支援をします。

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3 年度	実績 R3 年度	達成率 (%)	達成状況評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の方針
		⑥ 生産基盤の強化	水田のほ場整備新規事業化面積	H26-29	-	40ha /4 年	34ha		
ほ場整備事業実施地区の畑作面積(累計)	H28		94ha	137ha	125ha	72%	△	基盤整備後も水はけの悪いほ場が点在したことから、計画通りの作付面積には至りませんでした。	引き続き、補助暗渠の布設等により排水性の向上を図ります。
フォアシステム導入面積(累計)	H28		125ha	220ha	220ha	100%	◎		
基幹水利施設の機能診断及び保全計画の策定か所数(累計)	H29		7 か所	9 か所	12 か所	250%	◎		
防災重点ため池の豪雨調査	H29		-	1 か所	1 か所	100%	◎		
⑦ 食の安心安全	GAP認証数(累計)	H29	2 件	12 件	27 件	250%	◎		
	食品表示法巡回指導数	H29	14 件	28 件 /4 年	28 件	100%	◎		
	米トレーサビリティ法巡回指導数	H29	10 件	40 件 /4 年	40 件	100%	◎		
	農薬安全使用立入検査指導数	H29	30 件	120 件 /4 年	120 件	100%	◎		
	天敵等を活用したIPM 技術導入面積(累計)	H29	15.9ha	20ha	20.88ha	122%	◎		

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3 年度	実績 R3 年度	達成率 (%)	達成状況 評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の 方針
⑧ 販売促進	山武農産物のPR活動	H29	年9回	年9回	28回	78%	○		
	主要農産物直売所年間販売額	H28	35億円	40億円	26億円	-64%	×	緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の新型コロナウイルスの影響による外出の自粛が販売額に影響しました。	新型コロナウイルスの動向に合わせて、来客数が増加するよう。直売所や地域特産物のPRを行います。
	ブランド化事業に取り組む農業経営体数	H29	2件	4件	3件	75%	○		
	6次産業化事業に取り組む農業経営体数	H29	—	3件/4年	0件	0%	×	6次産業化を検討する経営体はありましたが、いずれも事業化までに至っていません。	引き続き支援事業の周知や要望等の掘り起こしを図ります。
	ちば食育ボランティアの活動回数	H28	153回/年	160回/年	571回	89%	○		
⑨ 農村の活性化	グリーン・ブルーツーリズム推進のための研修会参加者数	H28	57人	200人/4年	177人	89%	○		
	起業等を推進するための研修会参加者数	H28	122人	160人/4年	224人	140%	◎		
	6次産業化の法認定件数(累計)(再掲)	H29	5件	8件	5	0%	×	法認定申請を検討する経営体はありましたが、いずれも申請までに至っていません。	引き続き支援事業の周知や要望等の掘り起こしを図ります。
	多面的機能支払交付金活動面積	H28	4012ha	4760ha	3882ha	-19%	×	活動計画期間が終了した組織が、継続しませんでした。	ほ場整備の新規立ち上げを契機として、新たな活動組織の支援を行います。

分野	目標・達成指標	現状 (方針策定時)		目標 R3 年度	実績 R3 年度	達成率 (%)	達成状況 評価	達成状況が△又は×となった 目標等について記載	
		引用年	数値					未達となった要因	次期方針に向けた今後の方針
		⑩ 耕作放棄地・有害鳥獣対策	荒廃農地の 解消面積	H28	20ha	100ha /4 年	107ha		
有害鳥獣による 農作物被害金額	H28		有害鳥 獣による 農作物 被害金額	減少	8.9 百万 円	—	×	捕獲数よりも有害 鳥獣の増加が多 いため。	引き続き支援事業に ついて周知と活用を 推進します。
多様な担い手 や 地域の取組 による 耕作放棄地の 解消地区数	H29		—	5 地区 /4 年	3 地区	60%	△	新型コロナウイルスの蔓延より、地 区での解消活動 が進まなかったた め。	引き続き補助金等を 活用した地域での取 組を推進します。
イノシシによる 農作物被害金額	H28		125 万円	減少	183 万円	—	×	捕獲数よりも有害 鳥獣の増加が多 いため。	引き続き支援事業に ついて周知と活用を 推進します。

4 本方針で関連付けたSDGs（持続可能な開発目標）の目標とターゲット



第2章第4節農業政策の動き「6 SDGs(持続可能な開発目標)に配慮した農業施策の展開」で関連付けたSDGsのターゲットについては、以下の通りです。



【2】 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

	ターゲット
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱(レジリエント)な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。



【3】 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

	ターゲット
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



【4】 すべての人々に、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

	ターゲット
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手頃な価格で質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。



【5】 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

	ターゲット
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



【8】 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

	ターゲット
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。



【9】強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

	ターゲット
9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



【10】国内及び各国間の不平等を是正する

	ターゲット
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。



【11】包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

	ターゲット
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。



【12】持続可能な消費生産形態を確保する

	ターゲット
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。
12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。



【13】気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

	ターゲット
13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



【14】持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

	ターゲット
14.1	2025年までに、海洋堆積物や富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。



**【15】陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、
ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する**

	ターゲット
15.1	2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.8	2020 年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。



【17】持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

	ターゲット
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

5 千葉県農林水産部が策定した計画・構想・方針等の一覧（水産以外）

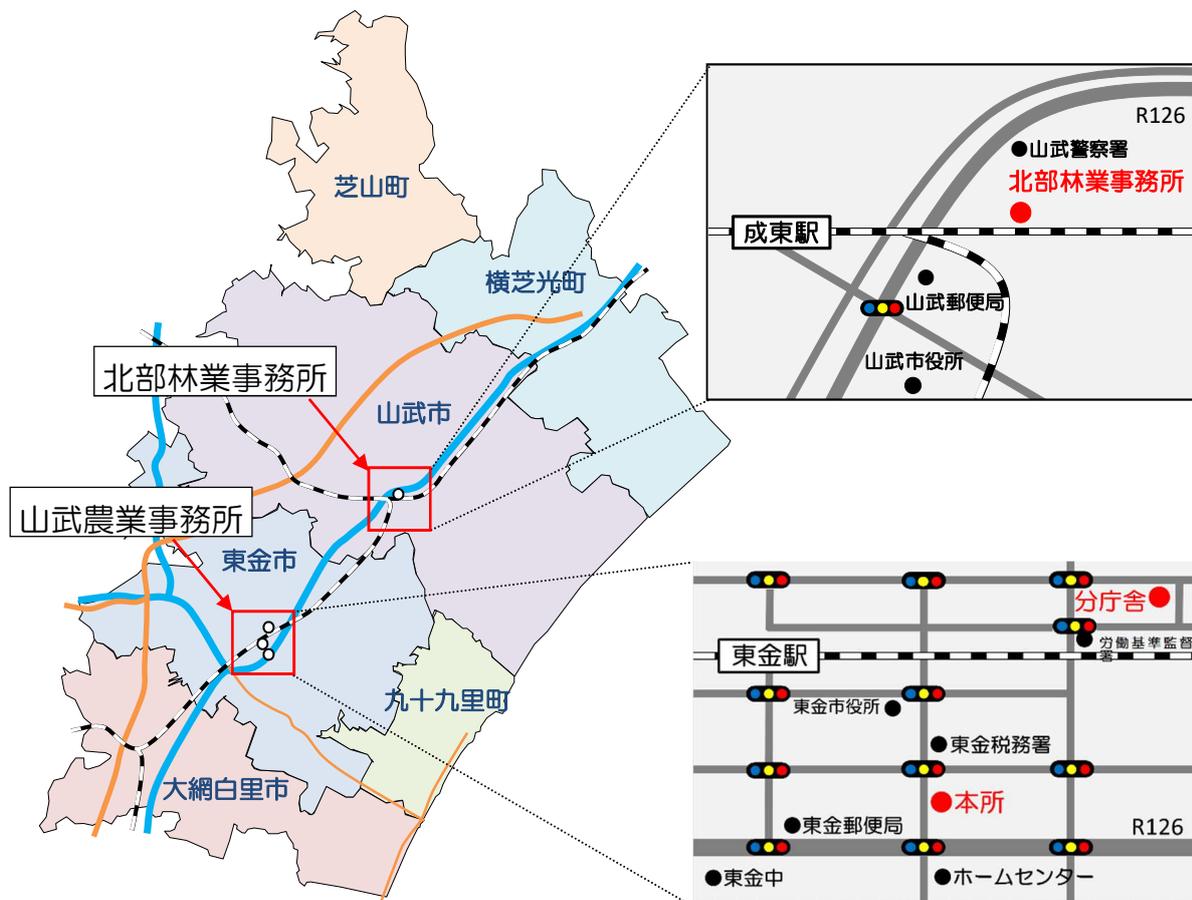
計画・構想等の名称	策定等年月	目標年度(年)
千葉県農林水産業振興計画	令和 4年3月	令和 7年度
農業経営基盤強化の促進に関する基本方針	平成26年4月	令和 5年度
千葉県スマート農業推進方針	令和 2年12月	令和 7年度
千葉県果樹農業振興計画	令和 2年12月	令和12年度
千葉県花植木振興計画	令和 2年12月	令和 7年度
千葉県の農林漁業における6次産業化の推進方策	令和 2年3月改定	—
協同農業普及事業の実施に関する方針	令和 3年2月	—
農業振興地域整備基本方針	平成29年1月	令和 7年
千葉県農地中間管理事業の推進に関する基本方針	平成26年3月	令和 5年度
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針	平成27年4月	—
千葉県棚田地域振興計画	令和 2年3月	—
千葉県市民農園整備に関する基本方針	平成 3年3月	—
「ちばエコ農業」推進基本方針	平成27年4月改正	—
千葉県有機農業推進計画	令和 3年1月	令和12年度
千葉県における農業生産工程管理(GAP)推進方針	平成30年2月改正	—
千葉県食育推進計画	令和 4年3月	令和 8年度
ちばから変える新しい水・土・里づくり	令和 2年8月	—
千葉県酪農・肉用牛生産近代化計画	令和 3年6月	令和12年度
千葉県家畜改良増殖計画	令和 3年3月	令和12年度
千葉県食肉流通合理化計画	令和 3年4月	令和12年度
千葉県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画	令和 3年5月	令和12年度
千葉北部地域森林計画	令和 3年12月変更	令和10年度
千葉県里山基本計画	令和 4年3月	令和 7年度
千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針	平成23年3月	—
千葉県海岸県有保安林整備指針(九十九里地区)	平成24年5月	—
林業労働力の確保の促進に関する基本計画	平成30年3月変更	—
特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本方針	令和 3年6月	—

6 用語解説

索引	用語	解説
あ	I C T (あいしーていー)	information and communication technology の略語で「情報通信技術」の訳。
あ	I P M (あいぴーえむ)	Integrated Pest Management の略称で、総合的病害虫・雑草管理と訳され、病害虫発生状況に応じて防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術。
う	ウッドショック (うっどしょくく)	建築用木材の供給が需要に追いつかないことに起因する世界的な木材価格の高騰のこと。1970年代に発生した「オイルショック」になぞらえてこのように呼ばれている。
え	エコファーマー (えこふあーまー)	国の「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学合成農薬や化学肥料の節減等の計画を作成し、知事の認定を受けた農業者。
え	S D G s (えすでいーじーず)	2015 年国連サミットにおいて 150 を超える加盟国首脳に参加のもと、人間、地球及び繁栄のための行動計画としてかかげた、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略称。 国連に加盟するすべての国は、この全会一致で採択したアジェンダ (行動計画) をもとに、2015 年から 2030 年までに、貧困や飢餓、エネルギー、気候変動、平和的社会など、持続可能な開発のための諸目標を達成すべく力を尽くすこととされている。 上位計画である「千葉県総合計画」においても、SDGs の推進を未来の千葉県を築いていくためには欠かせない施策横断的な視点として位置づけ、全庁を挙げて取り組むこととしている。
か	かんがい (灌漑)	水田や畑に農業用水を供給すること。
き	G A P (ぎゃっぷ)	Good Agricultural Practice の略称で、「農業生産工程管理」と訳され、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
く	グリーン・ブルーツーリズム (ぐりーんぶるーつーりずむ)	農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
し	施設保全計画 (しせつほぜんけいかく)	機能診断により効率的に施設の機能の維持及び長寿命化を図るための計画。
し	森林資源の循環利用 (しんりんしげんの じゅんかんりよう)	「木を植える→育てる→使う→植える」のサイクルで、植えて育てた森林から木を伐採し、木材として利用することで、その販売収益から、次の森林を植えること
す	スマート農業 (すまーとのうぎょう)	ロボット技術や ICT (情報通信技術) を活用して省力化や精密化等を進める次世代農業。

索引	用語	解説
せ	戦略作物等 (せんりやくさくもつなど)	水田活用直接支払交付金の対象である麦、大豆、飼料作物、飼料用米、米粉用米、WCS用稲、加工用米が戦略作物で、等は備蓄米を加えたもの。
た	堆肥ネットワーク (たいひねっとわーく)	千葉県が県内全域を対象に家畜ふん堆肥の流通を促進するために構築したシステム。
た	WCS (だぶりゅーしーえす)	Whole Crop Silage(ホールクロップサイレージ)の略語で、実と茎葉を同時に収穫し、発酵させた牛の飼料。
ち	ちばエコ農業 (ちばえこのうぎょう)	化学合成農薬と化学肥料を通常の栽培の2分の1以下に減らして栽培された農産物を「ちばエコ農産物」として認証する千葉県独自の認証制度。
ち	ちば食育サポート企業 (ちばしょくいく さぽーときぎょう)	企業が独自に行う食育活動、又は、公的機関や「ちば食育ボランティア」が実践する食育活動に支援・協力いただける企業として、千葉県が募集し登録した企業。
ち	ちば食育ボランティア (ちばしょくいくぼらんていあ)	学校教育や地域活動の場において、食や農林水産に関する講話、調理実習や農業体験の受け入れ等をボランティア活動として行う個人・団体を登録する千葉県独自の制度。
の	農場HACCP (のうじょうはさっぷ) 又は (のうじょうはせっぷ)	畜産農場における衛生管理を向上させるため、農場にHACCPの考え方を取り入れ、危害要因(微生物、化学物質、異物など)を防止するための管理ポイントを設定し、継続的に監視・記録を行うことにより、農場段階で危害要因をコントロールする手法。
は	HACCP (はさっぷ) 又は (はせっぷ)	Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の輸入から製品の出荷に至る全行程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。

7 千葉県山武農業事務所・千葉県北部林業事務所の所在地



千葉県山武農業事務所(本所)

〒283-0006 東金市東新宿 17-6

総務課 0475-54-1121

企画振興課 0475-54-1122

地域整備課 0475-54-1123

指導管理課 0475-54-1124

※令和5年度に「新庁舎」への移転が
予定されています

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ap-sanbu/>

千葉県山武農業事務所(分庁舎)

〒283-0005 東金市田間 2-14-2

両総用水管理課 0475-52-4186

改良普及課 0475-54-0226

千葉県北部林業事務所

〒289-1321 山武市富田 1177-7

(代表) 0475-82-3121

<https://www.pref.chiba.lg.jp/rj-hokubu/>

山武地域農林業振興方針

令和4年3月

発行：千葉県山武農業事務所／千葉県北部林業事務所

編集：千葉県山武農業事務所 企画振興課

〒283-0006 東金市東新宿 17-6

TEL 0475-54-1122